KOBE
CITY of DESIGN

第９期
（令和6～令和8年度）

2026（令和８）年度
神戸市の
介護保険のあらまし

住みなれた地域で自分らしく生活を楽しみながら
安心してくらし続けるために



P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

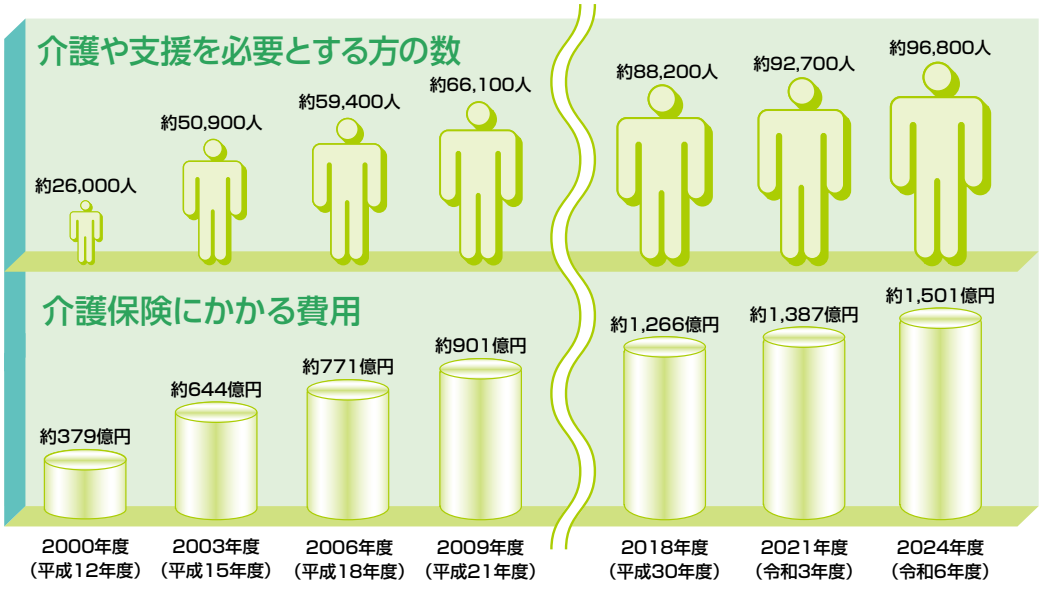
※このマークは音声コードです。
詳しくは、P3 へ。

介護保険制度とは

介護保険は、介護を必要とする高齢者や家族の負担を社会全体で支え、介護が必要になっても、住み慣れた地域で、できるだけ自立した生活を送っていただくための制度です。

40歳以上の被保険者の皆さまにご負担いただく介護保険料によって、いざ介護が必要となった場合に必要なサービスをご利用いただくための体制を確保できています。今後も少子高齢化が進展する中、介護保険制度が、豊かで安心な老後を支えることができるよう、引き続きご理解とご協力をお願いします。

■ 神戸市の状況



「介護予防」「フレイル予防」に取り組もう！

誰しも加齢により介護が必要となる可能性がありますが、フレイルであることに早めに気付いて、「栄養（食・口腔）、運動、社会参加（人とのつながり）」に取り組めば、元の状態に戻ると言われています。

いつまでも元気にいきいきと暮らし続けるために、健康づくりや介護予防に取り組みましょう!

神戸市介護予防応援ページ ▶

フレイルとは？　病気ではないけれど、年齢とともに筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の虚弱な状態のことです。



もくじ

介護保険のしくみ …… 4
神戸市の介護保険事業計画 …… 5
加入者と保険証 …… 6
保険料のしくみ …… 8
65 歳以上の方（第 1 号被保険者の令和 8 年度の保険料） …… 8
40 歳～ 64 歳の方（第 2 号被保険者の保険料） …… 12
介護保険によるサービスの利用 …… 13
介護保険サービスなどの利用の流れ …… 13
ケアプランの作成 …… 18
介護保険サービスの種類 …… 20
「要介護1～ 5」の方が利用できる在宅サービス …… 21
「要介護1～ 5」の方が利用できる施設サービス …… 27
「要支援1・2」の方が利用できるサービス …… 28
介護予防・日常生活支援総合事業 …… 32
介護保険サービスにかかる費用 …… 34
介護保険外のサービス …… 41
介護保険サービスの利用にあたって …… 42
相談窓口 …… 43
あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）一覧 …… 44
介護保険や高齢者に関する相談・問い合わせ先 …… 裏表紙

神戸市の介護保険のホームページ（神戸ケアネット）

https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/kenko/fukushi/carenet/index.html

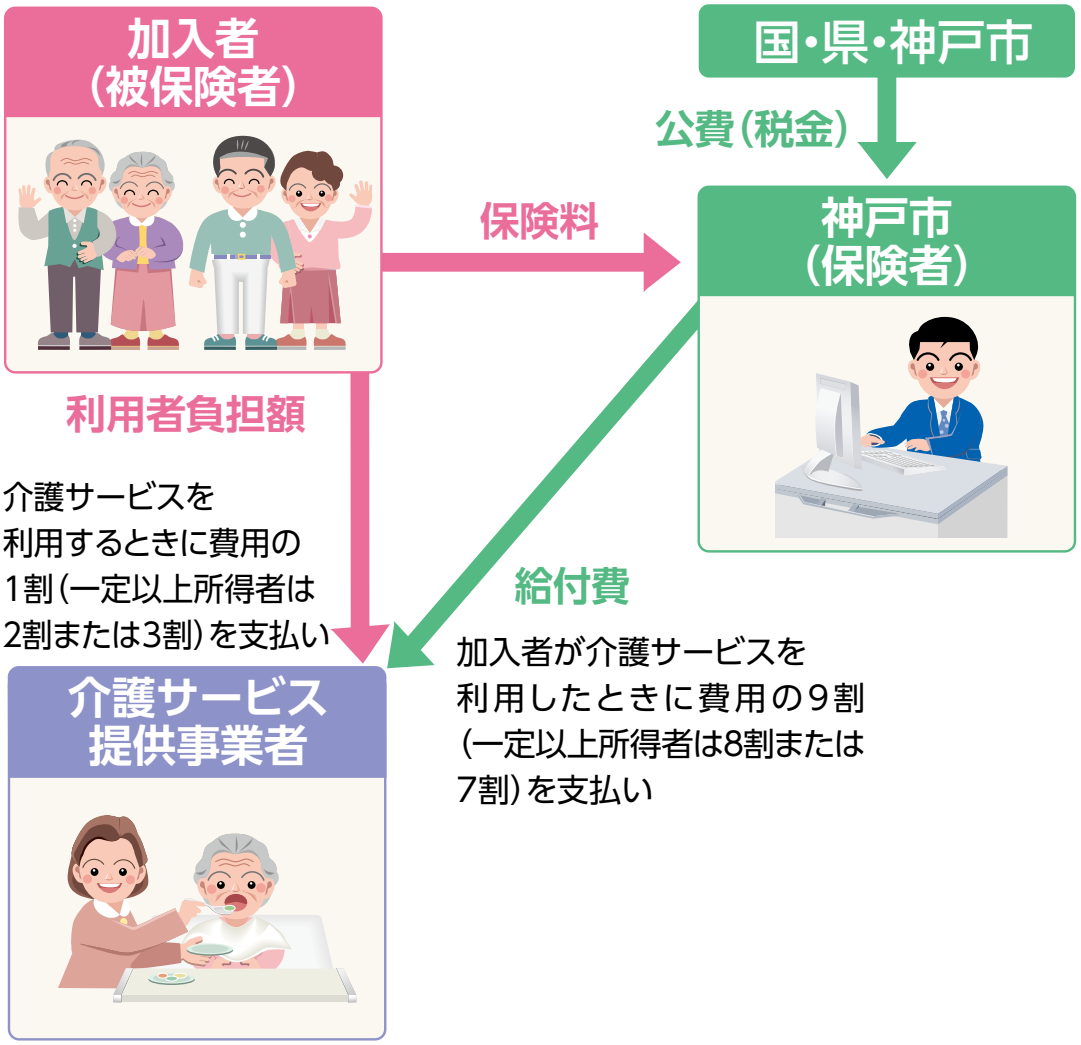
「音声コード Uni-Voice」の使い方

「音声コード Uni-Voice」は、印刷物の文字情報を二次元コードに変換したものです。スマートフォン用音声コードリーダーアプリ「Uni-Voice」または、視覚障害者向けアプリ「Uni-Voice Blind」で読み込むことで、音声によって内容を読み上げます。

※「Uni-Voice」で検索し、ダウンロードしてください（無償）。
アプリは、アップルストアならびにグーグルプレイストアから入手できます。

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

介護保険のしくみ

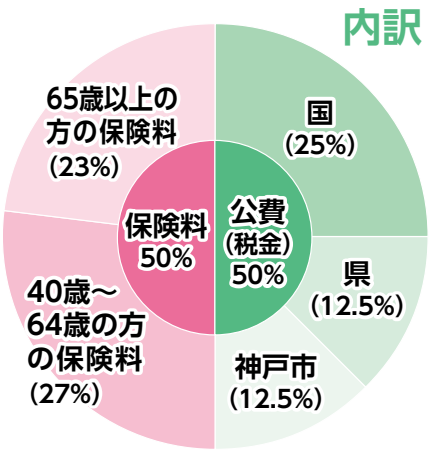


● 介護保険における給付費の財源の仕組み

○「65歳以上の方」と「40歳～64歳の方」の保険料負担率（23%：27%）は、全国的な人口比率により法令で定められています。

○施設サービス等、一部のサービスについては、国が20%、県が17.5%の負担割合になります。

○国の負担25%のうち5%分は「調整交付金」といい、介護が必要になりやすい75歳以上の高齢者や低所得の高齢者が多い市町村の保険料が高くなりすぎないように、市町村によって増減します。調整交付金が増（または減）となった分は、65歳以上の方の保険料の負担割合の減（または増）となります。



神戸市の介護保険事業計画

■ 事業計画の策定

○介護保険を円滑に運営するために、市町村は３年ごとに「介護保険事業計画」を策定します。計画には、必要な介護保険サービスの見込み量やサービスを確保する方策を定めています。

○介護保険サービスにかかる費用のうち、保険料でまかなう割合は一定に決められていますので、計画に定められた介護保険サービスの見込み量等によって保険料が定められます。

● 介護保険事業計画のページ

https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/shise/kekaku/health/zigyokeikaku.html

■ 介護保険にかかる費用の見込み（令和6～8年度）

		令和６年度	令和７年度	令和８年度	3か年合計
保険給付		1,394 億円	1,415 億円	1,435 億円	4,245 億円
	在宅サービス等（地域密着型サービスを含む）	913 億円	926 億円	939 億円	2,778 億円
	施設サービス等	400 億円	408 億円	414 億円	1,222 億円
	高額介護サービス費等	81 億円	81 億円	82 億円	244 億円
地域支援事業		107 億円	110 億円	113 億円	330 億円
合　　計		1,501 億円	1,525 億円	1,548 億円	4,575 億円

○保険給付とは、加入者が介護保険サービスを利用したときの費用の９割（一定以上所得者は8・7割）の支払い等の費用です。

○地域支援事業とは、要支援１・２や事業対象者の方が利用する訪問型・通所型サービスに要する費用（P32・33参照）や、「あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）」（P43～47参照）における高齢者の総合相談・支援事業などの費用です。このうち一部については、P4の円グラフとは負担割合が異なります。

■ 保険料の上昇抑制策

保険料について、以下の抑制策を実施します。

①介護予防の促進

介護予防を推進する取り組みにより保険料の上昇を抑制します。

②消費税を財源とする公費を投入した低所得者の保険料軽減

保険料段階が第１～３段階の方について、消費税を財源とする公費を投入して保険料を軽減します。

③保険料段階の多段階化

国基準の13段階を15段階に細分化し、より負担能力に応じた保険料段階設定とします。

④剰余金の活用

神戸市介護給付費等準備基金を保険料の上昇抑制に活用します。

⑤インセンティブ交付金の活用

市町村による自立支援・重度化防止等の取り組みの達成状況に対し、国から毎年配分される交付金を保険料の上昇抑制に活用します。

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

加入者と保険証

神戸市内にお住まいの40歳以上の方は、神戸市の介護保険に加入することになります。

	第1号被保険者 65歳以上の方	第2号被保険者 40歳～64歳の方で医療保険（健康保険、国民健康保険など）に加入している方
		
保険料の決め方	本人の所得や課税状況等に応じて市が決定 →P 8 参照	加入している医療保険の算定方法により医療保険者が決定 → P12 参照
保険料の納め方	年金額が一定額以上の方は年金引き去り、それ以外は口座振替などで市にお支払いいただきます → P9 参照	医療保険料と介護保険料をあわせて医療保険者にお支払いいただきます → P12 参照
保険証（被保険者証）の交付	全員にお渡しします ※65歳になる月の前月（1日生まれの方は、前々月）に、本人あてに郵送します	お住まいの区の区役所・北須磨支所の介護医療係（北神区役所は市民課窓口係）で交付申請していただいた場合にお渡しします
介護保険のサービスを利用できる方	介護が必要であると認定された方（介護が必要になった原因は問いません）または、要支援になるおそれのある方	老化に伴う病気（「特定疾病」P14 参照）により、介護が必要であると認定された方

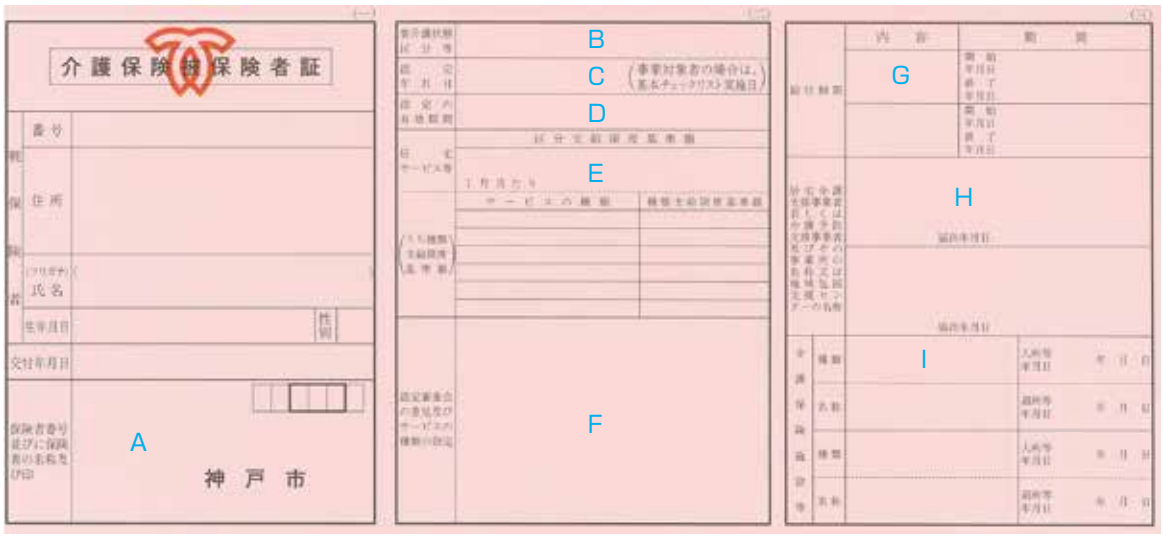
○介護保険への加入は、法令により義務づけられていますので、40歳になれば自動的に加入することになり、保険料を支払うことになります。加入手続きは特に必要ありません。

○介護保険制度において、第1号被保険者となるのは、65歳の誕生日の前日からとなります。このため、たとえば、6月1日が65歳の誕生日の方は、5月31日に第1号被保険者となり、5月分より第1号被保険者の保険料をご負担いただくことになります。

○神戸市以外の市町村へ転出した場合は、転出先の市町村の介護保険に加入することになります。（住所地特例施設へ入所された場合を除く）

■ 介護保険の保険証（被保険者証）

(一)面　(二)面　(三)面



(一)面

記載内容に間違いがある場合や、ご不明な点があれば、ご自身の保険証のA欄に記載されている区役所または北須磨支所の介護医療係にお問い合わせください。

(二)面

B欄　要介護状態区分等（事業対象者、要支援1・2、要介護1～5）が記載されます

C欄　市町村が認定を行った年月日（事業対象者の場合は基本チェックリスト実施日）が記載されます

D欄　事業対象者（P32参照）または認定の有効期間（P17参照）が記載されます

E欄　要介護度に応じた1か月分の利用上限額が記載されます（P36参照）

F欄　必要により、介護認定審査会（P16参照）からの意見が記載されます。サービスの種類の指定が行われた時は、指定されたサービスに利用が限定されます

(三)面

G欄　保険料の滞納により、給付制限（P10参照）を受けている場合に記載されます

H欄　居宅サービス計画または介護予防サービス計画を作成する事業所名などが記載されます

I欄　施設サービス（P27参照）を利用する場合、介護保険施設において施設の種類、名称、入退所年月日を記載します

注　保険証の様式について、従前の様式でお持ちの方につきましては、そのままお使いいただけます。

保険証はこんなときに使います

○介護が必要になって、要介護（要支援）認定の申請、事業対象者の申請を行うとき

○介護保険サービスを利用するとき（※注）

○その他各種申請・手続き（高額介護サービス費の支給申請など）を行うとき

※注　保険証を持っているだけでは介護保険のサービスは利用できません。利用するためには要介護認定または事業対象者の判定を受ける必要がありますので、「あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）」もしくは「えがおの窓口」に相談してください。事業対象者については、「あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）」が窓口となります。

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

保険料のしくみ

65歳以上の方（第1号被保険者の令和８年度の保険料）

実際に納めていただく保険料は 10 円未満は切捨てになります。

保険料段階	対象者			保険料率	1人あたりの年間保険料
第 1 段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者(世帯全員が市民税非課税)			基準額× 0.235	18,556 円
	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	本人の公的年金等の収入金額※1と合計所得金額※2の合計が82.65万円以下		
第 2 段階			本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が82.65万円超120万円以下	基準額× 0.435	34,348 円
第 3 段階			本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額× 0.68	53,693 円
第 4 段階		世帯に市民税課税者がいる	本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が82.65万円以下	基準額× 0.9	71,064 円
第 5 段階			本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が82.65万円超	基準額× 1	78,960 円
第 6 段階	本人が市民税課税		合計所得金額が120万円未満	基準額× 1.15	90,804 円
第 7 段階			合計所得金額が120万円以上190万円未満	基準額× 1.24	97,911 円
第 8 段階			合計所得金額が190万円以上290万円未満	基準額× 1.47	116,072 円
第 9 段階			合計所得金額が290万円以上400万円未満	基準額× 1.675	132,258 円
第10段階			合計所得金額が400万円以上500万円未満	基準額× 1.8	142,128 円
第11段階			合計所得金額が500万円以上600万円未満	基準額× 1.9	150,024 円
第12段階			合計所得金額が600万円以上700万円未満	基準額× 2.2	173,712 円
第13段階			合計所得金額が700万円以上800万円未満	基準額× 2.35	185,556 円
第14段階			合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	基準額× 2.6	205,296 円
第15段階			合計所得金額が1,000万円以上	基準額× 2.85	225,036 円

※1　**公的年金等の収入金額**とは、老齢年金などの課税対象となる年金収入をいい、障害・遺族年金などの非課税となる年金収入は含まれません。

※2　**合計所得金額**とは、収入金額から必要経費を控除した所得金額の合計額で、「基礎控除」「配偶者控除」「社会保険料控除」「医療費控除」などの所得控除前の金額です。株式譲渡所得など申告分離課税の所得金額を含み、退職所得、雑損失、繰越損失は含みません。土地建物等の譲渡所得に特別控除がある場合は、特別控除額を差し引いて算定します。

※注　第１～第５段階については、※2で計算した合計所得金額を、給与所得及び公的年金等に係る雑所得金額の合計から10万円控除(ただし、控除後、合計額が0円を下回る場合は0円とする)した額で算定し直します。さらに、租税特別措置法第四十一条の三の十一第二項に定める所得金額調整控除額を加え、そこから公的年金等に係る雑所得金額を差し引いて算定します。

※注　世帯は、4月1日時点での状況で判断します。(ただし年度中に資格を取得した方は資格取得日時点)

※注　介護保険法施行令の改正により、給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満の場合、令和７年度税制改正における、給与所得控除の最低保障額の引き上げ(引き上げ後65万円)がなかったものとして、合計所得金額の算定および市民税課税・非課税の判定を行います。

保険料算定の具体例

〔本人（夫婦の場合は２人とも）の収入が年金収入のみの場合の例〕

①単身世帯の場合の例

対　象　者	保険料段階
年金収入82.65万円以下	第１段階
年金収入82.65万円超、120万円以下	第２段階
年金収入120万円超、155万円以下	第３段階
年金収入155万円超、230万円未満	第６段階
年金収入230万円以上、300万円未満	第７段階
年金収入300万円以上、421万7,648円未満	第８段階

②夫婦のみの世帯の場合の例

対　象　者	保険料段階
夫の年金収入が82.65万円超120万円以下で、妻の年金収入が82.65万円以下	夫　第２段階 妻　第１段階
夫の年金収入が120万円超211万円以下で、妻の年金収入が120万円超155万円以下 妻が夫の控除対象配偶者の場合	夫　第３段階 妻　第３段階
夫の年金収入が211万円超230万円未満で、妻の年金収入が82.65万円以下	夫　第６段階 妻　第４段階
夫の年金収入が211万円超230万円未満で、妻の年金収入が82.65万円超155万円以下	夫　第６段階 妻　第５段階
夫の年金収入が211万円超230万円未満で、妻の年金収入が155万円超230万円未満	夫　第６段階 妻　第６段階
本人の年金収入230万円以上、300万円未満	第７段階
本人の年金収入300万円以上、421万7,648円未満	第８段階

保険料の納め方

保険料の納め方は、受け取っている年金の金額の違いなどによって次の２種類に分かれます。

※どちらの納め方になるかは法令等で定められており、被保険者の方が選択することはできません。

○複数の年金がある方については、いずれかひとつの年金の年額が18万円以上の場合に特別徴収となります。

○年度途中に市外から転入された方や65歳になられた方は、一定期間、普通徴収で納めていただいた後、年金からの引き去りが始まります。

○年金から納めていただいている場合でも、年度途中で他の市町村から転入や転出、年度の途中で保険料の額が変更になったなどの場合には、普通徴収に切り替わります。

老齢・退職・障害・遺族年金の金額が年額18万円以上の方 → **特別徴収**

年金から引き去りされます。

●年6回の年金を受け取る偶数の月（4・6・8・10・12・2月）に引き去りされます。
老齢厚生年金のみ受給されている方は、特別徴収になりません。

老齢・退職・障害・遺族年金の金額が年額18万円未満の方 → **普通徴収**

口座振替または納付書により、金融機関やコンビニエンスストアなどで納めていただきます。

●年間保険料を6月から翌年3月までの毎月（年10回）に分けて納めていただきます。
●スマホアプリ（キャッシュレス決済）については、下記のものがご利用いただけます。
・auPAY、d払い、PayB、PayPay、楽天銀行コンビニ支払サービス
・延滞金納付書はご利用いただけません。
・スマホアプリの詳しい操作方法などは、各決済方法の問い合わせ窓口にお問い合わせください。

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

■ 保険料のお知らせ

保険料は前年の所得などをもとに算定し、6月に「介護保険料のお知らせ（納入通知書）」を郵送します。

○年度の途中で新たに第1号被保険者の資格を取得された場合や、保険料段階が変わった場合は、6月以外にもお知らせを郵送します。

○介護保険は、個人ごとに加入するので、夫婦2人とも65歳以上である場合には、それぞれ第1号被保険者の保険料をお支払いいただくことになります。

○介護保険料は、社会保険料控除の対象です。

保険料の滞納にご注意ください

介護保険は、支え合い・助け合いの制度として、被保険者のみなさんに保険料をご負担いただく社会保険です。保険料を滞納されますと、滞納期間に応じて次のような措置（給付制限）がとられます。

※利用者負担についてはP34参照

● 保険料を1年以上滞納すると

介護保険サービスの費用をいったん全額自己負担していただき、後ほど申請して9割（または8～6割）分の払い戻しを受けることになります。

通常の支払方法	1割（または2～4割）負担	保険給付9割（または8～6割）
支払方法の変更	全額負担10割（いったん全額を支払っていただきます。）	
	1割（または2～4割）負担	申請により保険給付9割（または8～6割）が払い戻されます。

● 保険料を1年6か月以上滞納すると

払い戻しされる額のうち、滞納保険料相当額の支払いが「一時差し止め」られ、以降も保険料を納付しない場合は、滞納保険料に充当されます。

滞納保険料に充当	全額負担10割（いったん全額を支払っていただきます。）		
	1割（または2～4割）負担	滞納保険料に充当	滞納保険料相当額以外は払い戻されます。

● 保険料を2年以上滞納すると

介護保険サービスを利用する際の負担割合（P34参照）が通常1割または2割の方は、未納期間に応じ3割、通常3割の方は未納期間に応じ4割となる措置（給付額減額）がとられます。さらに、高額介護サービス費の支払い（P38参照）および食費・居住費（滞在費）の負担軽減（P39参照）を受けることができません。現在、サービスを利用していない方でも、将来的にサービスを利用する際に3割または4割の自己負担となります。

例）

通常の負担割合	自己負担1割（または2・3割）	保険給付9割（または8・7割）
給付額減額後の負担割合	自己負担3割（または4割）	保険給付7割（または6割）

㊟滞納保険料には延滞金が加算されます。

㊟滞納が続くと、財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。

■ 保険料の減免制度

※該当すると思われる方は、お住まいの区の区役所・北須磨支所の介護医療係（北神区役所は市民課窓口係）にご相談ください。

●保険料段階が第１～３段階で、生活が困窮している方

次の①～④すべてに該当すれば、減免を受けられます

［減免の対象となる方］

①市民税の課されている方に扶養されていない。
②市民税の課されている方と生計を共にしていない。
③資産などを活用してもなお、生活が困窮している状態と認められる。
・預貯金等の金融資産が世帯で350万円以下（世帯員が２人以上の場合は２人目から１人あたり100万円を加算した額以下）
④本人の属する世帯の年間収入（障害・遺族年金などの非課税となる収入を含む）が下記の表のいずれかに該当する。

保険料段階	世帯の年間合計収入	減免の内容
第1～3段階	**世帯の年間合計収入が60万円以下** 世帯員が２人以上の場合は、２人目から１人あたり17.5万円を加算した額以下 【計算例】家族の合計人数が４人の場合 60万円+（17.5万円×３人）＝112.5万円以下	**第１段階の半額の保険料相当額**に減額
第2･3段階	**世帯の年間合計収入が120万円以下** 世帯員が２人以上の場合は、２人目から１人あたり35万円を加算した額以下 【計算例】家族の合計人数が4人の場合 120万円+（35万円×３人）＝225万円以下	**第１段階の保険料相当額**に減額

●保険料段階が第4～15段階で、失業・退職などにより本人や家族の所得が大幅に減少する方

次の①・②すべてに該当すれば、減免を受けられます

［減免の対象となる方］

①本人の属する世帯の生計を維持する方が失業した、事業を廃止・休止した、亡くなられた、心身に重大な障害を受けた、長期入院した等のいずれかに該当する場合
②本人の属する世帯の今年1年間の見込み所得が下記のすべてに該当する方

保険料段階	世帯の今年1年間の見込み所得	減免の内容
第4～15段階	①の理由により前年と比べて半分以下に減る。 １か月あたりの金額が24万５千円以下である。 見込み所得から判断すると、保険料段階が今年度４・５段階の方は来年度は１～３段階に、今年度６～15段階の方は来年度は１～５段階に、保険料段階が下がると見込まれる。※収用による減免の場合を除く	所得の減少の度合いなどに応じて、**保険料の1.2割～8.89割を減額**（失業などの事実のあった月から年度末まで適用）

●災害により被害を受けた方

［減免の対象となる方］風水害・火災などにより住宅・家財に著しい被害を受けた方のうち一定の方
【減免内容】被害の程度に応じて、保険料の３割から10割を減額
※東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い帰還困難区域等及び旧避難指示区域等から転入された被保険者の方については、減免措置が該当する可能性がありますのでご相談ください

●刑事施設などに収監された方

［減免の対象となる方］刑事施設などへの収監が２か月をこえる場合
【減免内容】収監期間に応じて保険料の全額を免除（拘禁が終了した月を除く）

●保険料段階が第２・３段階の方のうち、「神戸市在日外国人等福祉給付金」の受給者

［減免の対象となる方］保険料段階が第2・3段階の方のうち、「神戸市在日外国人等福祉給付金」を受給されている方
【減免内容】第2・3段階の保険料を第１段階相当額に減額

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

40歳～64歳の方 （第2号被保険者の保険料）

○保険料は、加入している医療保険（健康保険、国民健康保険など）の算定方法により決まります。
○職場の健康保険については、保険料の半分は、事業主が負担します。

	職場の健康保険に加入している方	神戸市国民健康保険に加入している方
決め方	各健康保険ごとに設定される保険料率と給与（標準報酬月額・標準賞与額）に応じて決められます **「介護分」の保険料** **＝給与（標準報酬月額・標準賞与額）** **×保険料率** ※一般に主婦などの被扶養者は、直接の保険料の負担はありません （被保険者全体で負担します）	保険料は３つの要素から世帯ごとに決められます **①所得割額** 40歳～64歳の加入者の所得に応じて計算 **②被保険者均等割額** 40歳～64歳の加入者数に応じて計算 **③世帯別平等割額** 40歳～64歳の加入者の属する世帯で１世帯あたり定額 **「介護分」の保険料＝①＋②＋③**
納め方	医療保険の「医療分」及び「後期高齢者支援金分」の保険料に「介護分」の保険料をあわせてお支払いいただきます 「介護分」の保険料だけ分けて支払うことはできません	

※詳しくは加入している医療保険の保険者にお問い合わせください。

介護保険によるサービスの利用

■ 介護保険サービスなどの利用の流れ



介護保険の加入者

相談

介護や支援が必要な人（介護保険のサービスを利用したい人）

えがおの窓口
（指定居宅介護支援事業所）
「えがおの窓口」シンボルマーク

あんしんすこやかセンター
（地域包括支援センター）
あんしん すこやか センターのシンボルマーク

介護や支援は必要ない人

要介護・要支援認定申請
（P16・17参照）

基本チェックリストを実施（P32参照）

元気な高齢者
（非該当・自立）

要介護 1〜5

要支援 1・2

認定非該当

事業対象者該当

注

えがおの窓口
（指定居宅介護支援事業所）
「えがおの窓口」シンボルマーク
・ケアプラン作成
（居宅サービス計画）
・介護保険施設の選択

あんしんすこやかセンター
（地域包括支援センター）
あんしん すこやか センターのシンボルマーク
・ケアプラン作成
（介護予防サービス・支援計画）

注

介護保険の介護サービス
要介護1〜5の方が利用できるサービス
（P21〜27参照）

介護保険の介護予防サービス
要支援1・2の方が利用できるサービス
（P28〜31参照）

総合事業の訪問型・通所型サービス
要支援1・2の方及び事業対象者の方が利用できるサービス
（P32・33参照）

一般介護予防事業
65歳以上の高齢者が利用できる取組み（P33参照）

注 一部の「えがおの窓口」では要支援１・２の方にも対応しています。（介護予防サービス・支援計画）
要支援１・２対応の「えがおの窓口」については神戸市ホームページでご確認ください。

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

■ 介護保険サービスを利用するには認定調査などが必要です

● 65歳以上の方（第１号被保険者）

○要介護状態……ねたきりや認知症などで、入浴、排せつ、食事などの日常の生活動作について、いつも介護が必要な場合

○要支援状態……いつも介護が必要とまではいかなくても、家事や身じたくなどの日常生活に手助けが必要な場合

※総合事業のサービス（P32・33参照）のみ利用の場合は、基本チェックリストにより「事業対象者」に該当した方も利用できます。

※要介護（要支援）状態になった原因は、特に問いません。

※交通事故など第三者による行為が原因で介護が必要になった場合も、介護保険サービスを利用することができます。「第三者行為による傷病届」等の書類の提出が必要ですので、お住まいの区の区役所・北須磨支所の介護医療係（北神区役所は市民課窓口係）にお問い合わせください。

● 40歳～64歳の方（第２号被保険者）

○老化に伴う病気（「特定疾病」）によって、要介護状態や要支援状態になった場合

※特定疾病以外の原因により要介護（要支援）状態になった場合は、介護保険サービスを利用することができません。

特定疾病		
	①がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）	⑧脊髄小脳変性症
		⑨脊柱管狭窄症
	②関節リウマチ	⑩早老症
	③筋萎縮性側索硬化症	⑪多系統萎縮症
	④後縦靱帯骨化症	⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
	⑤骨折を伴う骨粗鬆症	⑬脳血管疾患
	⑥初老期における認知症	⑭閉塞性動脈硬化症
	⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病	⑮慢性閉塞性肺疾患
		⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

要介護（要支援）の対象とならない方の例

○誰かに助けてもらうことなく、一人で外出できるほど元気な方

○元気であるが、家事をする習慣がないためにお手伝いを必要とする方など

※このような方は、将来介護が必要になったときに申請してください。

急にサービスの利用が必要になった時

○要介護（要支援）認定の申請から認定結果の通知までは30日程度かかりますが、サービスの利用を急ぐときは、結果が通知されるまでの間でも、見込まれる要介護度に応じて、仮のケアプラン（P15参照）によるサービス利用が可能です。

○仮のケアプランの作成については、「えがおの窓口」「あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）」（P43～47参照）に相談してください。

○「えがおの窓口」「あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）」には、仮のケアプランによるサービス利用の相談とともに、要介護（要支援）認定の申請の代行を依頼することができます。

介護サービスを利用するときの相談窓口

■「えがおの窓口」（指定居宅介護支援事業所）

介護保険のサービスを利用するとき、相談にのってもらえる事業者です。

本人や家族からの依頼により、要介護認定の申請も代行します。申請代行の費用は通常無料です。

ケアマネジャーが要介護や要支援の認定を受けた方について、どのような介護サービスが必要かを判断し、本人や家族の希望を踏まえ、具体的なケアプランを作成します。ケアプラン作成についても利用者の負担は原則としてありません。

「えがおの窓口」シンボルマーク

「えがおの窓口」は、「指定居宅介護支援事業者」の神戸市における愛称です。

※「えがおの窓口」は、本人や家族が自由に選ぶことができます。ただし、サービスを提供する地域をそれぞれの「えがおの窓口」が定めていますので、詳しくはそれぞれの「えがおの窓口」にお問い合わせください。

● **「えがおの窓口」の電話番号等のお問い合わせは**
神戸市ホームページ（神戸ケアネット）に掲載している一覧でご確認いただくか、神戸市福祉局介護保険課へお問い合わせください。

■「あんしんすこやかセンター」（地域包括支援センター）

「地域包括支援センター」の神戸市における愛称です。
詳細についてはP43をご覧ください。

あんしん すこやか センター

● **「あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）」の電話番号等はP44～P47をご覧下さい。神戸市ホームページ（神戸ケアネット）でも検索できます。**

ケアプラン

介護（予防）サービスを適切に利用できるように、利用者や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮して、どのような介護サービスをいつ、どれだけ利用するかを決める計画のことで、一般的にケアマネジャーに作成してもらいます。ケアプランに沿ってケアマネジャーが調整した事業者によりサービスが提供されますが、一定期間ごとにサービスの効果や必要性を評価して、見直しを行います。

ケアプランは、「自分でできることはできる限り自分で行うこと」を基本としており、本人の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう目標を決め、その達成を支援します。

ケアプランを自分で作成することも可能ですが、事業者との連絡調整や毎月区役所へケアプランの提出を行う必要があります。※総合事業のサービスを利用の方は自己作成はできません

ケアマネジャー（介護支援専門員）

利用者や家族からの相談を受け、ケアプランを作成し、専門職や事業者等と連携や調整を行い、介護が総合的に行われるためのまとめ役をします。看護師、社会福祉士、介護福祉士など一定の実務経験のある資格者などが、介護保険法に基づく試験に合格し、所定の研修を修了して従事しています。

その業務は、特定のサービス種類や事業者に偏ることのないよう、公正中立に行います。

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

要介護認定申請から要介護認定まで

介護保険サービスを利用するためには、まずは申請して、「介護や支援が必要である」との認定を受けることが必要です。

※総合事業のサービス（P32・33参照）のみ利用の場合は、基本チェックリストにより「事業対象者」に該当した方も利用できます。

1. 要介護（要支援）認定の申請

「えがおの窓口」や「あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）」に、神戸市への申請の代行を依頼することができます（申請代行の手数料は通常無料です）。また、本人や家族が直接申請することもできます。

①「えがおの窓口」に依頼

「えがおの窓口」シンボルマーク

問い合わせ先は神戸市ホームページで検索するか介護保険課（裏表紙参照）にお問い合わせください。

②「あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）」に依頼

あんしん すこやか センター

「あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）」一覧は44～47ページをご参照ください。

③本人や家族が直接申請

区役所（北須磨支所）保健福祉課（裏表紙参照）にお問い合わせください。

○「えがおの窓口」「あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）」には、介護サービスの利用についての相談もできます。

2. 主治医意見書

主治医（かかりつけ医）に、医学的見地から意見書を作成してもらいます。（神戸市から直接依頼します）

※詳細は次ページの「主治医意見書についての注意事項」参照



2. 認定調査（訪問調査）

神戸市から委託を受けた調査員が自宅などを訪問します。（調査員から日程調整の連絡があります）

※詳細は次ページの「認定調査についてのQ&A」参照



3. 判定

一次判定

認定調査結果などをもとに、全国共通のコンピュータソフトを用いて要介護度を判定します。

二次判定（介護認定審査会）

保健・医療・福祉の専門家による介護認定審査会が、一次判定結果、認定調査票特記事項、主治医意見書から、要介護度を審査・判定します。

4. 要介護（要支援）認定と結果の通知

介護認定審査会の判定にもとづいて、神戸市が要介護度を認定します。「要支援1・2」、「要介護1～5」、「非該当」があり、本人へ文書で通知します。（保険証を同封します。）

※申請から認定結果の通知まで、30日程度かかります。

要支援1・2→18ページへ
要介護1～5→18・19ページへ



■ 要介護認定を受けるにあたっての注意事項

①要介護(要支援)認定の申請には、保険証(被保険者証)が必要です。第２号被保険者(P6参照)の場合は、加入している医療保険の保険証の写しも必要です。

②申請書には主治医の氏名等を記入します。主治医に認定申請する旨の連絡をしておきましょう。

③急病等によってその状況が一時的に変化している場合や入院・手術直後など、お体の状態が安定していないときに認定調査を受けると適正な介護度が出ない可能性があります。要介護(要支援)認定の申請は、ある程度状態が安定してから行ってください。

④がん末期等により短期間のうちにお亡くなりになる可能性があり、サービスを利用する予定がある場合は、お住まいの区の区役所・北須磨支所保健福祉課窓口で申請を行い、病状等について窓口でご説明ください。

● 認定調査についてのQ&A

Q1 どんなことを聞かれるのですか?

A1 調査は全国共通で、74項目の基本調査(一部動作確認あり)と家族状況や住宅環境などについての概況調査を、聞き取り等で行います。

本人の心身の状態や介護の状況について、調査の時の様子だけでなく、日頃の状況についてもお聞きします。

Q2 家族は同席しても良いのでしょうか?

A2 本人だけでは十分に伝えられないと考えられるときは、家族等の同席をお願いします。

Q3 誰が来るのですか?

A3 新規・変更申請は、事務受託法人の認定調査員。更新申請は、あんしんすこやかセンター併設の居宅介護支援事業所の認定調査員がお伺いします。なお、認定調査員は介護支援専門員等の資格を持ち、神戸市の認定調査員研修を受講した者です。

Q4 調査はいつ・どこで受けるのですか。

A4 原則、平日９時～ 17時の間で行います。適正な介護度を認定するため、認定調査は概ね１週間程度状況が安定してから受けられるよう、日程を調整してください。また、認定調査は原則日頃の状況を把握できる場所で行います。(デイサービスや店舗など、日中のみ滞在する場で行うことはできません。)

● 主治医意見書についての注意事項

①主治医に「認定申請をおこなうので、神戸市から意見書作成依頼がある」旨の連絡をお願いします。

②１か月以上診察を受けていない場合など、作成のため、改めて受診が必要なことがあります。

③日頃から、主治医をもち、必要に応じて主治医意見書予診票もご利用ください。

④65歳未満(第２号被保険者)の場合は、特定疾病(介護保険法施行令で定める16の疾病)に該当する方が申請できます。
申請書には、特定疾病の詳細を把握している主治医を記載してください。

● 要支援・要介護認定 有効期間一覧表

申請区分等	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲※
新規申請 ・ 変更申請	６か月	３か月～ 12か月
更新申請	12か月	３か月～ 48か月

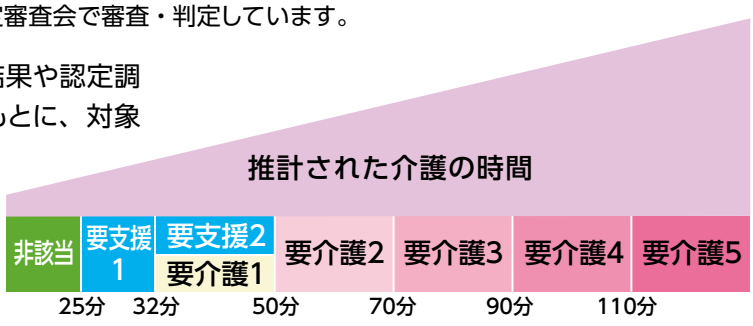
※認定審査会の意見に基づき有効期間の延長や短縮を行います。

■ 要介護度の判定

○認定調査や主治医意見書で把握した心身の状態の情報が、全国共通のコンピュータソフトによって、統計データにもとづいて推計された介護の時間に置き換えられ、要介護度が示されます。(一次判定)

※「要支援２」と「要介護１」は推計された介護の時間では同じ区分で、「認知機能の低下」と「状態の安定性」の観点から、介護認定審査会で審査・判定しています。

○介護認定審査会では、一次判定結果や認定調査票特記事項、主治医意見書をもとに、対象者固有の介護の手間について審査を行い、最終的な要介護度を判定します。(二次判定)

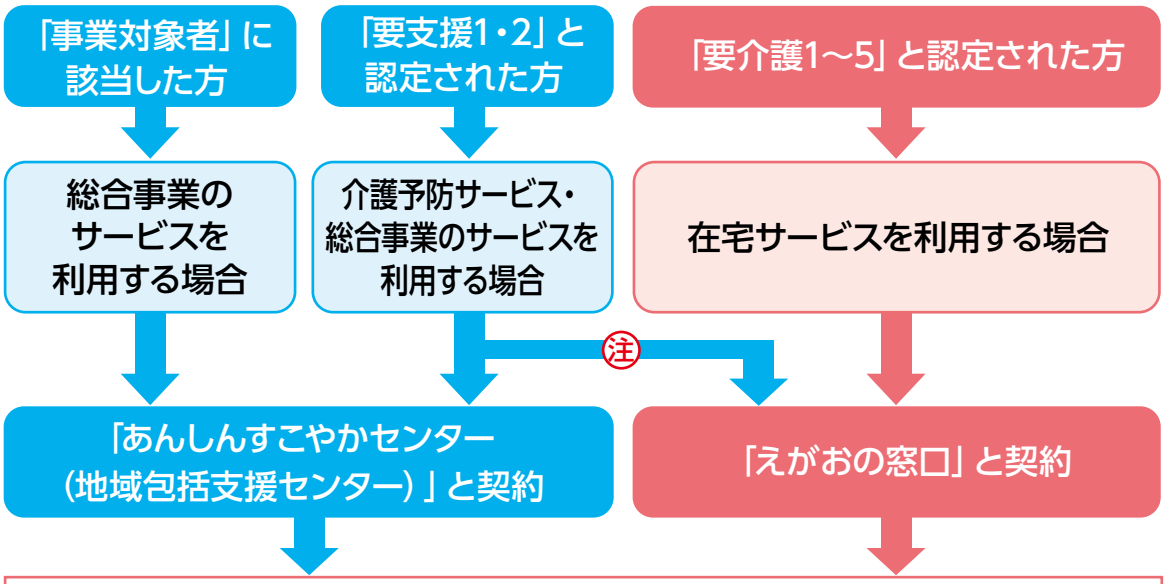


P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

ケアプランの作成

■ ケアプランの作成からサービス利用まで



1. ケアプラン作成を依頼する

契約した「あんしんすこやかセンター」または「えがおの窓口」にケアプランの作成を依頼します。

2.「ケアプラン作成依頼届出書」等を神戸市へ提出

届出書については、ケアプランの作成を依頼した「あんしんすこやかセンター」または「えがおの窓口」にご相談ください。届出には保険証の添付が必要です。

※事業対象者の方は、「介護予防ケアマネジメント依頼届出書」と「基本チェックリスト」を提出

3.「ケアプラン」の作成

ケアマネジャー等が、本人や家族の希望を聴きながらケアプランを作成し、サービス提供事業者との利用調整や予約を行います。

4. サービス内容の説明

サービス提供事業者から、利用するサービスについて具体的な説明をうけます。介護の方法や金額・解約手続きなどについて書かれた書類（重要事項説明書）の内容をよく確認しましょう。

5. サービス提供事業者と契約

利用するサービスが決まったら、それぞれのサービス提供事業者と契約します。

6. 介護保険サービスの利用

ケアプランにもとづいて、サービスを利用します。

注 一部の「えがおの窓口」では要支援１・２の方にも対応しています。（介護予防サービス・支援計画）
要支援１・２対応の「えがおの窓口」については神戸市ホームページよりご確認ください。

「要介護1～5」と認定された方

施設サービスを利用する場合

1. 介護保険施設の選択

「えがおの窓口」に相談し施設を紹介してもらうか、直接施設へ申し込みます。

※特別養護老人ホームの申し込みについてはP27の「特別養護老人ホームの入所指針」参照

2. サービス内容の説明

施設の担当者から、施設で受けられるサービスについての具体的な説明を受けます。介護の方法や金額などについて書かれた書類（重要事項説明書）の内容をよく確認しましょう。

3. 介護保険施設と契約

入所を希望する施設が決まったら、その施設と契約します。

4. 施設での「ケアプラン」の作成

入所した施設で、施設のケアマネジャーが本人にあったケアプランを作成します。

5. 施設サービスの利用

ケアプランにもとづいてサービスが提供されます。

介護事業者と契約するときの注意点

介護サービスは、利用者と「あんしんすこやかセンター」や「えがおの窓口」、個々のサービス提供事業者・介護保険施設との「契約」に基づいて提供されるものです。利用者と事業者の間のトラブルの多くは、説明不足や理解不足が原因となりますので、契約時には「具体的なサービス内容」「利用料」「苦情対応窓口」「解約手続き」などをしっかり確認することが大切です。「重要事項説明書」や「契約書」の内容について不明な点があれば、理解できるまで説明を求めましょう。

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

介護保険サービスの種類

「要介護1～5」の方が利用できるサービス（介護サービス）

在宅サービス	**自宅で利用するサービス**	
	訪問介護（ホームヘルプサービス）	P21
	夜間対応型訪問介護	
	訪問入浴介護	
	訪問看護	P22
	訪問リハビリテーション	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
	居宅療養管理指導	
	施設に通って利用するサービス	
	通所介護（デイサービス）	P23
	地域密着型通所介護	
	認知症対応型通所介護	
	通所リハビリテーション（デイケア）	P24
	短期間施設に入所して利用するサービス	
	短期入所生活介護（ショートステイ）	P24
	短期入所療養介護（ショートステイ）	
	生活環境を整えるサービス	
	福祉用具貸与	P24
	特定福祉用具販売	P25
	住宅改修	
	その他のサービス	
	特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホームなど）	P25
	小規模多機能型居宅介護	
	看護小規模多機能型居宅介護	P26
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	
	居宅介護支援（ケアプランの作成）	
	神戸市独自のサービス	
	ミドルステイサービス	P26
	緊急一時保護サービス	
	災害時ショートステイサービス	
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	P27
	介護老人保健施設（老人保健施設）	
	介護医療院	

「要支援1・2」の方が利用できるサービス（介護予防サービス）

自宅で利用するサービス	
介護予防 訪問入浴介護	P28
介護予防 訪問看護	
介護予防 訪問リハビリテーション	
介護予防 居宅療養管理指導	P29
施設に通って利用するサービス	
介護予防 認知症対応型通所介護	P29
介護予防 通所リハビリテーション（デイケア）	
短期間施設に入所して利用するサービス	
介護予防 短期入所生活介護（ショートステイ）	P30
介護予防 短期入所療養介護（ショートステイ）	
生活環境を整えるサービス	
介護予防 福祉用具貸与	P30
特定介護予防 福祉用具販売	
介護予防 住宅改修	
その他のサービス	
介護予防 特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなど）	P31
介護予防 小規模多機能型居宅介護	
介護予防 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	
介護予防支援（ケアプランの作成）	
神戸市独自のサービス	
緊急一時保護サービス	P31

「事業対象者」「要支援1・2」の方が利用できるサービス（総合事業サービス）

自宅で利用するサービス	
介護予防訪問サービス	P32
生活支援訪問サービス	
住民主体訪問サービス	
施設に通って利用するサービス	
介護予防通所サービス	P33
フレイル改善通所サービス	
その他のサービス	
介護予防ケアマネジメント（ケアプランの作成）	P33

65歳以上の神戸市民の方どなたでも利用できるサービス（総合事業サービス）

一般介護予防事業	P33

「要介護1～5」の方が利用できる在宅サービス

■ 自宅で利用するサービス

● 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・食事・排せつの介助などの「身体介護」、調理・洗濯・掃除・ごみ出しなどの「生活援助」を行います。通院等の際に、ホームヘルパーが運転する車に乗り、乗車前、乗車後の屋内外での移動・準備等の介助を受ける「通院等乗降介助」もあります。

「生活援助」等については自力や家族等で行うことが難しいかどうかなどを個別に判断します。



介護報酬の単位数（一例）

身体介護中心

20分未満 ――――――163単位
20分以上30分未満 ――――244単位
30分以上1時間未満 ――――387単位
1時間以上 ――――――567単位
+30分増す毎に82単位加算

※夜間・早朝加算→25%加算、
深夜加算→50%加算
※初回加算→200単位／月
※緊急時訪問介護加算→100単位／回
※2人の訪問介護員による場合→100%加算

生活援助中心

20分以上45分未満 ――――179単位
45分以上 ――――――220単位

通院等のための乗車・降車の介助

（片道につき97単位／回）



※交通運賃が別に必要です。
※夜間・早朝加算→25%加算、
深夜加算→50%加算

次のような行為は、介護保険サービスの対象範囲に含まれません。

○商品の販売や農作業などの生業の援助的な行為
○主として家族の利便に供する行為または家族が行うことが適当であると判断される行為
（例：利用者以外の方にかかる洗濯・調理・買い物など、主として利用者が使用する居室など以外の掃除、来客の応接など）
○ホームヘルパーが行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為
（例:草むしり、花木の水やり、ペットの世話など）
○日常的に行われる家事の範囲を超える行為
（例：家具・電気器具などの移動・修繕・模様替え、大掃除、床のワックスがけなど）





※院内介助は対象外ですが、場合により算定対象となります。①適切なケアマネジメントを行ったうえで、②院内スタッフ等による対応が難しく、③利用者が介助を必要とする心身状態であること、が必要です。

● 夜間対応型訪問介護

夜間にホームヘルパーが自宅を訪問して、排せつの介助や日常生活上の世話を行います。

● 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で自宅を訪問して、入浴の介助などを行います。

介護報酬の単位数（一例）

1回につき1,266単位

※全身入浴が困難で、清拭または部分浴を実施した場合→所定単位数の90/ 100

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

● 訪問看護



看護師などが自宅を訪問して、病状の観察やねたきり、床ずれ予防のためのケアなどを行います。

介護報酬の単位数（一例）

指定訪問看護ステーションの場合

20分未満	314単位
30分未満	471単位
30分以上1時間未満	823単位
1時間以上1時間30分未満	1,128単位
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問（1回につき）	294単位

※夜間・早朝加算→25%加算、深夜加算→50%加算

病院または診療所の場合

20分未満	266単位
30分未満	399単位
30分以上1時間未満	574単位
1時間以上1時間30分未満	844単位

※緊急時訪問看護加算→315～600単位／月

● 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士または言語聴覚士が自宅を訪問し、機能回復訓練などを行います。



介護報酬の単位数（一例）

1回（20分以上）につき308単位

※短期集中リハビリテーション実施加算→200単位／日
退院・退所日または認定日から3か月以内で1週につきおおむね2日以上実施

● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、一日複数回の定期訪問と緊急時などの随時対応を、訪問介護の事業者と訪問看護の事業者が密接に連携しながら提供するサービスです。

○定期巡回のサービスの内容
おむつ交換、排せつ介助、体位変換、じょくそうの処置、水分補給など

○随時対応のサービスの内容
事業所は24時間対応のオペレーターを配置し、利用者にはコール端末を貸与して、随時オペレーターに連絡できるようにします。オペレーターは、利用者の基本情報、緊急時の対応方法、過去の経緯等を確認しながら、コール内容を総合的かつ的確に判断し、必要に応じてヘルパーの訪問要請や看護師等へ対応の相談をおこないます。

介護報酬の単位数（一例）

一体型事業所の場合

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
訪問看護あり	7,946単位	12,413単位	18,948単位	23,358単位	28,298単位
訪問看護なし	5,446単位	9,720単位	16,140単位	20,417単位	24,692単位

※負担料金は月額で定額となります。
※総合マネジメント体制強化加算
→800単位または1,200単位／月

● 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。



介護報酬の単位数（一例）

医師が行う場合

同一建物居住者以外　515単位　※月2回限り

医療機関の薬剤師が行う場合

同一建物居住者以外　566単位　※月2回限り

薬局の薬剤師が行う場合

同一建物居住者以外　518単位　※月4回限り（注）

（注）ただし、がん末期の患者等は、薬局の薬剤師が行う場合、1週間に2回かつ、1か月に8回が限度です。

■ 施設に通って利用するサービス

● 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどに通い、入浴や食事の提供、機能訓練などを受けます。

介護報酬の単位数（一例）

通常規模型の場合

主な所要時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
5 時間以上 6 時間未満	570 単位	673 単位	777 単位	880 単位	984 単位
6 時間以上 7 時間未満	584 単位	689 単位	796 単位	901 単位	1,008 単位
7 時間以上 8 時間未満	658 単位	777 単位	900 単位	1,023 単位	1,148 単位

※所要時間　9時間以上10時間未満→50単位加算　11時間以上12時間未満→150単位加算　13時間以上14時間未満→250単位加算
※入浴介助加算→40単位または55単位／日　※個別機能訓練加算（I）→56単位または76単位／日

● 地域密着型通所介護

利用定員18名以下の小規模なデイサービスセンターなどにおいて、入浴や食事の提供、機能訓練などを受けます。

介護報酬の単位数（一例）

主な所要時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
5 時間以上 6 時間未満	657 単位	776 単位	896 単位	1,013 単位	1,134 単位
6 時間以上 7 時間未満	678 単位	801 単位	925 単位	1,049 単位	1,172 単位
7 時間以上 8 時間未満	753 単位	890 単位	1,032 単位	1,172 単位	1,312 単位

※所要時間　9時間以上10時間未満→50単位加算　11時間以上12時間未満→150単位加算　13時間以上14時間未満→250単位加算
※入浴介助加算→40単位または55単位／日　※個別機能訓練加算（I）→56単位または76単位／日
※療養通所介護については、12,785単位／月

● 認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が、小規模で家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けます。

介護報酬の単位数（一例）

併設型の場合（特別養護老人ホームなどに併設されている施設）

主な所要時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
3 時間以上 4 時間未満	491 単位	541 単位	589 単位	639 単位	688 単位
4 時間以上 5 時間未満	515 単位	566 単位	618 単位	669 単位	720 単位
5 時間以上 6 時間未満	771 単位	854 単位	936 単位	1,016 単位	1,099 単位
6 時間以上 7 時間未満	790 単位	876 単位	960 単位	1,042 単位	1,127 単位
7 時間以上 8 時間未満	894 単位	989 単位	1,086 単位	1,183 単位	1,278 単位
8 時間以上 9 時間未満	922 単位	1,020 単位	1,120 単位	1,221 単位	1,321 単位

※所要時間　9時間以上10時間未満→50単位加算　11時間以上12時間未満→150単位加算　13時間以上14時間未満→250単位加算
※入浴介助加算→40単位または55単位／日　※個別機能訓練加算（I）→27単位／日

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

● 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設などに通い、理学療法士や作業療法士による機能回復訓練などを受けます。

介護報酬の単位数（一例）

通常規模の病院または診療所の場合

主な所要時間	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
2時間以上3時間未満	383単位	439単位	498単位	555単位	612単位
3時間以上4時間未満	486単位	565単位	643単位	743単位	842単位
4時間以上5時間未満	553単位	642単位	730単位	844単位	957単位
5時間以上6時間未満	622単位	738単位	852単位	987単位	1,120単位
6時間以上7時間未満	715単位	850単位	981単位	1,137単位	1,290単位
7時間以上8時間未満	762単位	903単位	1,046単位	1,215単位	1,379単位

※所要時間　8時間以上9時間未満→50単位加算　10時間以上11時間未満→150単位加算　12時間以上13時間未満→250単位加算
※短期集中個別リハビリテーション実施加算
→110単位／日（退院・退所日または認定日から3か月以内で1週につきおおむね2日以上実施）

■ 短期間施設に入所して利用するサービス

● 短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホームなどに短期間入所し、介護や日常生活の世話を受けます。

介護報酬の単位数（一例）

併設型の相部屋（多床室）の場合
（特別養護老人ホームなどに併設されている施設）

1日につき			
要介護１	603単位	要介護２	672単位
要介護３	745単位	要介護４	815単位
要介護５	884単位		

※送迎加算（片道につき）→184単位
※原則として、認定有効期間の概ね半分の日数を超える利用はできません。また、連続利用は最大30日までです。
※個別機能訓練加算→56単位

● 短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所し、介護や必要な機能訓練を受けます。

介護報酬の単位数（一例）

介護老人保健施設の相部屋（多床室）［従来型］の場合

1日につき			
要介護１	830単位	要介護２	880単位
要介護３	944単位	要介護４	997単位
要介護５	1,052単位		

※送迎加算（片道につき）→184単位
※個別リハビリテーション実施加算→240単位／日
※難病や末期がんの要介護者の日帰りでの利用
3時間以上4時間未満　664単位
4時間以上6時間未満　927単位
6時間以上8時間未満　1,296単位
※原則として、認定有効期間の概ね半分の日数を超える利用はできません。また、連続利用は最大30日までです。

■ 生活環境を整えるサービス

● 福祉用具貸与

福祉用具の貸出しを行います。（車いす、特殊寝台、床ずれ予防用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、移動用リフトなどのレンタル（一部販売も可））

※一定の例外となる方を除き、要介護度1の方は車いす（付属品を含む）、特殊寝台（付属品を含む）、床ずれ防止用具及び体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトは対象外となり、また要介護1～3の方は自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）は対象外となります。

介護報酬の単位数（一例）

実際にかかった費用　※品目、レンタル事業者により異なります。



● 特定福祉用具販売

自立支援のための特定福祉用具を購入する費用の一部を支払います。

〔腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部分、排泄予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、スロープの一部、歩行器の一部、歩行補助つえの一部〕

※都道府県知事（政令市、中核市は当該市長）が指定した販売事業者からの購入に限ります。



サービス費用と利用者負担

1年（4月～翌年3月）あたり、購入費用上限10万円の9割（または8・7割）を支給します。

※いったんは、全額を負担していただきます。

● 住宅改修

自宅の手すりの取付けや段差解消などの工事費用の一部を支払います。着工前に「事前申請」が必要です。

なお、神戸市独自の助成制度もあります。（P41 参照）

サービス費用と利用者負担

同一被保険者、同一住所地で、改修費用上限20万円の9割（または8・7割）を支給します。

※いったんは全額を負担していただくことが原則ですが、一定の条件を満たせば、はじめから費用の1割（または2・3割）の支払いで済む方法もあります。

介護保険の対象となる住宅改修の種類

① 手すりの取付け
② 段差の解消
③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
④ 引き戸等への扉の取替え
⑤ 洋式便器等への便器の取替え
⑥ ①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

特定福祉用具販売および住宅改修の申請窓口は区役所・支所ではなく「神戸市介護保険住宅改修・福祉用具購入事務センター」です。

■ その他のサービス

● 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム・介護型ケアハウスなど）

有料老人ホームやケアハウスなどに入居している方に、施設が介護や日常生活上の世話などを提供する介護サービスです。



介護報酬の単位数（一例）

1日につき			
要介護1	542単位	要介護2	609単位
要介護3	679単位	要介護4	744単位
要介護5	813単位		

※家賃、光熱水費、食費などは別途必要です。

※認知症専門ケア加算→3または4単位／日

● 小規模多機能型居宅介護

身近な地域にある小規模な施設で、「通い」のサービスを中心に、利用者の状態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」のサービスを提供します。

介護報酬の単位数（一例）　（同一建物に居住する方以外）

1月につき			
要介護1	10,458単位	要介護2	15,370単位
要介護3	22,359単位	要介護4	24,677単位
要介護5	27,209単位		



※初期加算（入居日から起算して30日以内）→30単位／日

※認知症加算→460～920単位／月　　※訪問体制強化加算・1,000単位／月

※総合マネジメント体制強化加算・1,200単位または800単位／月

※食費、「泊まり」の場合の宿泊費等は別途必要です。

※小規模多機能型居宅介護を利用する間は、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与以外のサービスは併用できません。くわしくは、担当のケアマネジャーに相談して下さい。

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

● 看護小規模多機能型居宅介護

「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」の一体的なサービスを提供します。

● 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者を対象に、共同生活を通じて、日常生活の世話や機能訓練を行います。

介護報酬の単位数（一例）

1日につき（2ユニット）		短期利用（30日以内）の場合
要介護1	753単位	781単位
要介護2	788単位	817単位
要介護3	812単位	841単位
要介護4	828単位	858単位
要介護5	845単位	874単位

※初期加算（入居日から起算して30日以内）→30単位/日
※家賃、光熱水費、食費などは別途必要です。

● 居宅介護支援（ケアプランの作成）

ケアマネジャーが、本人や家族の希望を尊重して、適切な介護サービスの利用計画を立てます。

介護報酬の単位数（一例）

要介護度及び担当件数により
316単位～1,411単位

※自己負担はありません。
※「月に1回以上の利用者宅訪問」など
一定の要件を満たさない場合→50%減額



■ 神戸市独自のサービス

● ミドルステイサービス

主たる介護者が入院等により介護ができない場合、退院までで最長3か月まで（介護者が入院以外の社会的理由は、7日間以内）短期入所により必要な介護を受けます。

サービス費用と利用者負担

短期入所生活介護（ショートステイ）と同じ

● 緊急一時保護サービス

養護者による高齢者虐待により一時的に避難する緊急の必要性があると認められた場合に、原則7日間まで、短期入所により必要な介護を受けます。

サービス費用と利用者負担

短期入所生活介護（ショートステイ）と同じ

● 災害時ショートステイサービス

震災、風水害、火災等の災害等により、一時的に居宅等において日常生活ができない場合に、7日間まで短期入所により必要な介護を受けます。

サービス費用と利用者負担

短期入所生活介護（ショートステイ）と同じ

「要介護1～5」の方が利用できる施設サービス

生活介護が中心の施設

● 介護老人福祉施設／特別養護老人ホーム

常に介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者を対象として、日常生活の世話や機能訓練を行う施設です。



介護報酬の単位数（一例）

相部屋（多床室）［従来型］の場合

1日につき			
要介護1	589単位	要介護2	659単位
要介護3	732単位	要介護4	802単位
要介護5	871単位		

ユニット型個室の場合

1日につき			
要介護1	670単位	要介護2	740単位
要介護3	815単位	要介護4	886単位
要介護5	955単位		

特別養護老人ホームの入所指針

特別養護老人ホームの入所については、申込み順ではなく要介護度や介護者の有無、認知症の程度や在宅サービスの利用率などを勘案して、施設入所の必要性の高い方から入所することができるよう、神戸市老人福祉施設連盟と神戸市が共同で入所申込にあたっての指針を策定しています。施設への申込みは、ケアマネジャーを通して申し込みいただきます。

※平成27年4月以降、特別養護老人ホームへの新たな入所は原則として要介護3～5の方に限定されました。
（要介護1・2の方は、やむを得ない事情があれば、特例的に入所が認められる場合があります。）

※初期加算（入所日から起算して30日以内）→30単位／日

介護やリハビリテーションが中心の施設

● 介護老人保健施設

病状が安定期にある要介護者を対象として、家庭に戻れるように看護や医学的管理のもとでの介護、機能訓練などを行う施設です。



介護報酬の単位数（一例）

相部屋（多床室）［従来型］の場合

1日につき			
要介護1	793単位	要介護2	843単位
要介護3	908単位	要介護4	961単位
要介護5	1,012単位		

※初期加算Ⅱ（入所日から起算して30日以内）→30単位／日

介護や医療が中心の施設

● 介護医療院

病状が安定期にある要介護者を対象として、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護などを行う施設です。

介護報酬の単位数（一例）

相部屋（多床室）の場合

1日につき			
要介護1	833単位	要介護2	943単位
要介護3	1,182単位	要介護4	1,283単位
要介護5	1,375単位		

※初期加算（入所日から起算して30日以内）→30単位／日

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

「要支援1・2」の方が利用できるサービス

「要支援１・2」の方は、要介護状態が比較的軽度で、状態の維持・改善の可能性が高いため、より「自立支援」を目的としてサービスが提供されます。つまり、日常生活上の支援を行うだけでなく、体を動かしたり食事内容を見直したりすることで、より活発な日常生活を送れるようになることを目指した内容となります。この目的をご理解いただいていないと「せっかくヘルパーさんを頼んだのに、ちゃんとしてくれない」といった誤解が生じかねませんので、ご注意ください。また、サービス提供後には、サービス提供事業所とあんしんすこやかセンターが介護予防の効果を評価します。

■ 自宅で利用するサービス

● 介護予防 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で自宅を訪問して、入浴の介助などを行います。



介護報酬の単位数（一例）

1回につき856単位

※全身入浴が困難で、清拭または部分浴を実施した場合
→所定単位数の90/100

● 介護予防 訪問看護

看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。



介護報酬の単位数（一例）

指定訪問看護ステーションの場合		病院または診療所の場合	
20分未満	303単位	20分未満	256単位
30分未満	451単位	30分未満	382単位
30分以上1時間未満	794単位	30分以上1時間未満	553単位
1時間以上1時間30分未満	1,090単位	1時間以上1時間30分未満	814単位

※夜間・早朝加算→25%加算、深夜加算→50%加算

● 介護予防 訪問リハビリテーション

自宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士の訪問による短期・集中的なリハビリテーションを行います。

介護報酬の単位数（一例）

1回につき298単位

※短期集中リハビリテーション実施加算→200単位／日
（退院・退所日または認定日から3か月内で1週につき　おおむね2日以上実施）

● 介護予防 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが家庭を訪問して、療養上の管理や指導を行います。

介護報酬の単位数（一例）

医師が行う場合

同一建物居住者以外515単位　※月２回限り

医療機関の薬剤師が行う場合

同一建物居住者以外566単位　※月２回限り

薬局の薬剤師が行う場合

同一建物居住者以外518単位　※月４回限り（注）

（注）ただし、がん末期の患者等は、薬局の薬剤師が行う場合、１週間に２回かつ、１か月に８回が限度です。



■ 施設に通って利用するサービス

● 介護予防 認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が、小規模で家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けます。

介護報酬の単位数（一例）

併設型の場合（特別養護老人ホームなどに併設されている施設）

主な所要時間	要支援１	要支援２
3時間以上4時間未満	429単位	476単位
4時間以上5時間未満	449単位	498単位
5時間以上6時間未満	667単位	743単位
6時間以上7時間未満	684単位	762単位
7時間以上8時間未満	773単位	864単位
8時間以上9時間未満	798単位	891単位

※所要時間
2時間以上3時間未満
4時間以上5時間未満の63%
9時間以上10時間未満　50単位加算
11時間以上12時間未満　150単位加算
13時間以上14時間未満　250単位加算
※個別機能訓練加算（I）→27単位／日
※入浴介助加算→40単位または55単位／日

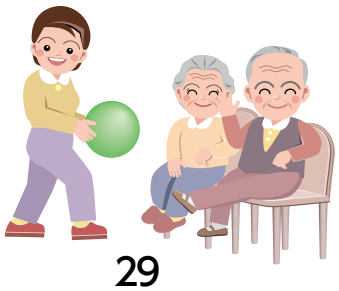
● 介護予防 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設などで、介護予防を目的としたリハビリテーションや利用者の目標にあわせたサービスを提供します。

介護報酬の単位数（一例）

要支援１ 1月につき　2,268単位　**要支援２** 1月につき　4,228単位

※栄養改善加算 → 200単位／月



P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

短期間施設に入所して利用するサービス

介護予防 短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホームなどに短期間入所し、日常生活上の支援や介護予防を目的とした機能訓練などを受けます。

介護報酬の単位数（一例）

併設型の相部屋（多床室）の場合
（特別養護老人ホームなどに併設されている施設）（1日につき）

要支援1 451単位　要支援2 561単位

※送迎加算（片道につき）→184単位
※原則として、認定有効期間の概ね半分の日数を超える利用はできません。また、連続利用は最大30日までです。

介護予防 短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所し、日常生活上の支援や介護予防を目的とした機能訓練などを行います。

介護報酬の単位数（一例）

介護老人保健施設の相部屋（多床室）の場合
（1日につき）

要支援1 613単位　要支援2 774単位

※送迎加算（片道につき）→184単位
※個別リハビリテーション実施加算→240単位/日
※原則として、認定有効期間の概ね半分の日数を超える利用はできません。また、連続利用は最大30日までです。

生活環境を整えるサービス

介護予防 福祉用具貸与

手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえなど、自立支援のための福祉用具を貸し出します。（一部販売も可）

※一定の例外となる方を除き、車いす（付属品を含む）、特殊寝台（付属品を含む）、床ずれ防止用具及び体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）は対象外となります。

介護報酬の単位数（一例）

実際にかかった費用　※品目、レンタル事業者により異なります。

特定介護予防 福祉用具販売

自立支援のための特定介護予防福祉用具を購入する費用の一部を支払います。
〔腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部分、排泄予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、スロープの一部、歩行器の一部、歩行補助つえの一部〕

※都道府県知事（政令市、中核市は、当該市長）が指定した販売事業者からの購入に限ります。

サービス費用と利用者負担

1年（4月～翌年3月）あたり、購入費用上限10万円の9割（または8・7割）支給します。

※いったんは、全額を負担していただきます。

介護予防 住宅改修

自宅の手すりの取付けや段差解消などの工事費用の一部を支払います。着工前に「事前申請」が必要です。
なお、神戸市独自の助成制度もあります。（P41参照）

サービス費用と利用者負担

同一被保険者、同一住所地で、改修費用上限20万円の9割（または8・7割）支給します。

※いったんは全額を負担していただくことが原則ですが、一定の条件を満たせば、はじめから費用の1割（または2・3割）の支払いで済む方法もあります。

介護保険の対象となる住宅改修の種類

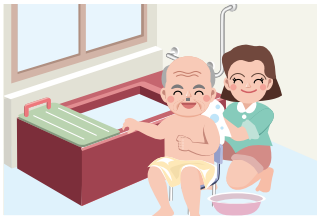
① 手すりの取付け
② 段差の解消
③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
④ 引き戸等への扉の取替え
⑤ 洋式便器等への便器の取替え
⑥ ①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

特定介護予防福祉用具販売および介護予防住宅改修の申請窓口は区役所・支所ではなく「神戸市介護保険住宅改修・福祉用具購入事務センター」です。

■ その他のサービス

● 介護予防 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホームなど）

有料老人ホームなどに入所している方に、日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話を提供します。



介護報酬の単位数（一例）

要支援1　1日につき　183単位　　要支援2　1日につき　313単位

※家賃、光熱水費、食費などは別途必要です。

● 介護予防 小規模多機能型居宅介護

身近な地域にある小規模な施設で、「通い」のサービスを中心に、利用者の状態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」のサービスを提供します。



介護報酬の単位数（一例）（同一建物に居住する方以外）

要支援1　1月につき　3,450単位　　要支援2　1月につき　6,972単位

介護報酬の単位数（一例）（同一建物に居住する方）

要支援1　1月につき　3,109単位　　要支援2　1月につき　6,281単位

※初期加算（入居日から起算して30日以内）→30単位／日
※食費、「泊まり」の場合の宿泊費等は別途必要です。
※介護予防小規模多機能型居宅介護を利用する間は、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与以外のサービスは併用できません。
詳しくは、担当のケアマネジャーに相談して下さい。

● 介護予防 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。

※「要支援1」の方は利用できません。

介護報酬の単位数（一例）

1日につき　761単位　　短期利用（30日以内）の場合／1日につき　789単位

※初期加算（入居日から起算して30日以内）→30単位／日　※家賃、光熱水費、食費などは別途必要です。

● 介護予防支援（ケアプランの作成）

あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、えがおの窓口㊟の職員やケアマネジャーが本人や家族の希望を尊重して、適切な介護予防サービスの利用計画を立てます。



介護報酬の単位数（一例）

442または472単位／月ですが、自己負担はありません。

㊟　一部の「えがおの窓口」のみ要支援1・2の方にも対応しています。
要支援1・2対応の「えがおの窓口」については神戸市ホームページよりご確認ください。

■ 神戸市独自のサービス

● 緊急一時保護サービス

養護者による高齢者虐待により一時的に避難する緊急の必要性があると認められた場合に、原則7日間まで、短期入所により必要な介護を受けます。

サービス費用と利用者負担

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）と同じ

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

介護予防・日常生活支援総合事業

いつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、ご自身でできることを活かしながら生活することが重要です。介護予防・日常生活支援総合事業では、これまでのサービスに加え、みなさんの介護予防の取り組みや日常生活の自立を支援していきます。

● 神戸市のホームページ（介護予防・日常生活支援総合事業）

https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/business/annaitsuchi/kaigoservice/sougouzigyou/index.html

総合事業の訪問型・通所型サービス

［対象者］・要支援１・２
・基本チェックリスト（※）で生活機能の低下がみられた方（事業対象者）

基本チェックリストとは…

基本チェックリストは、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）で実施する生活機能の状態を確認する25項目の質問票です。第１号被保険者（65歳以上）の方で、生活機能の低下がみられた方に対して実施します。基本チェックリストにより、生活機能の低下が確認された場合には「事業対象者」となり、必要に応じて総合事業によるサービスを利用することができます。「事業対象者」の有効期間は原則24か月です。

※要介護認定の結果が非該当の方も、基本チェックリストを受けることができます。
※第２号被保険者（40～64歳）の方は、基本チェックリスト実施の対象外です。要介護・要支援認定の申請を行って下さい。

■ 自宅で利用するサービス

● 介護予防訪問サービス



ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活の援助を行うものです。家事援助等については自力や家族等で行うことが難しいかどうかなどを個別に判断し、利用者の自立をお手伝いしながら提供します。

介護報酬の単位数（一例）

要支援1・2・事業対象者
- 1週間に1回程度の利用――1,176単位/月
- 1週間に2回程度の利用――2,349単位/月
- 1週間に2回程度超の利用――3,727単位/月

● 生活支援訪問サービス



市の定める研修を修了した方等が自宅を訪問し、生活の援助を行うものです。家事援助等については自力や家族等で行うことが難しいかどうかなどを個別に判断し、利用者の自立をお手伝いしながら提供します。

介護報酬の単位数（一例）

要支援1・2・事業対象者
- 1週間に1回程度の利用――941単位/月
- 1週間に2回程度の利用――1,879単位/月
- 1週間に2回程度超の利用――2,982単位/月

● 住民主体訪問サービス

NPO法人等のボランティアにより、掃除、買い物などの生活の援助を提供します。

※介護報酬の単位設定はありません。サービス内容や利用者負担、サービス提供地域は提供する団体によって異なりますので、詳細については、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）にお問い合わせください。

■ 施設に通って利用するサービス

● 介護予防通所サービス

デイサービスセンターなどに通い、生活機能を向上させるため、食事等の日常生活上の支援などのほか、利用者の心身の状態や目標にあわせたサービスを提供します。

介護報酬の単位数（一例）

要支援1・事業対象者		1,798単位/月
要支援2	1週間に1回程度の利用	1,798単位/月
	1週間に2回程度の利用	3,621単位/月

時間短縮型（3時間未満）での利用の場合

要支援1・事業対象者		1,528単位/月
要支援2	1週間に1回程度の利用	1,528単位/月
	1週間に2回程度の利用	3,078単位/月

● フレイル改善通所サービス

フレイル改善のための栄養（食・口腔）、運動、社会参加をバランスよく取り入れた6ヵ月間のプログラムです。宿題の提供や提案を行い、自宅や地域でのフレイル改善の取り組みの継続を支援します。サービス利用中から利用者の目標に向けた地域での様々な健康づくりや社会参加ができるよう支援します。

資料代：1回200円（月800円）※介護報酬の単位設定はありません。

■ その他のサービス

● 介護予防ケアマネジメント（ケアプランの作成）



ケアプラン作成者が、本人や家族の希望を尊重して、本人とともに心身の状態に合わせた目標を設定し、適切な総合事業サービスの利用計画を立てます。

介護報酬の単位数（一例）

221単位～442単位 ※自己負担はありません。

一般介護予防事業

［対象者］65歳以上の高齢者

● 地域拠点型一般介護予防事業

地域交流センターや集会所などで、週1回程度、介護予防につながる活動をしています。
体操やレクリエーション、給食、専門職による介護予防講座等、様々なメニューを提供しています。

【申　込　先】あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
【利用者負担】開催場所により異なります
※お近くの開催場所をご案内します
※お住まいの地域を担当するあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）にお問い合わせ下さい。

その他、地域にはサロン、体操教室など自主的に運営されている気軽に立ち寄れるつどいの場があります。詳細については、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）にお問い合わせください。

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

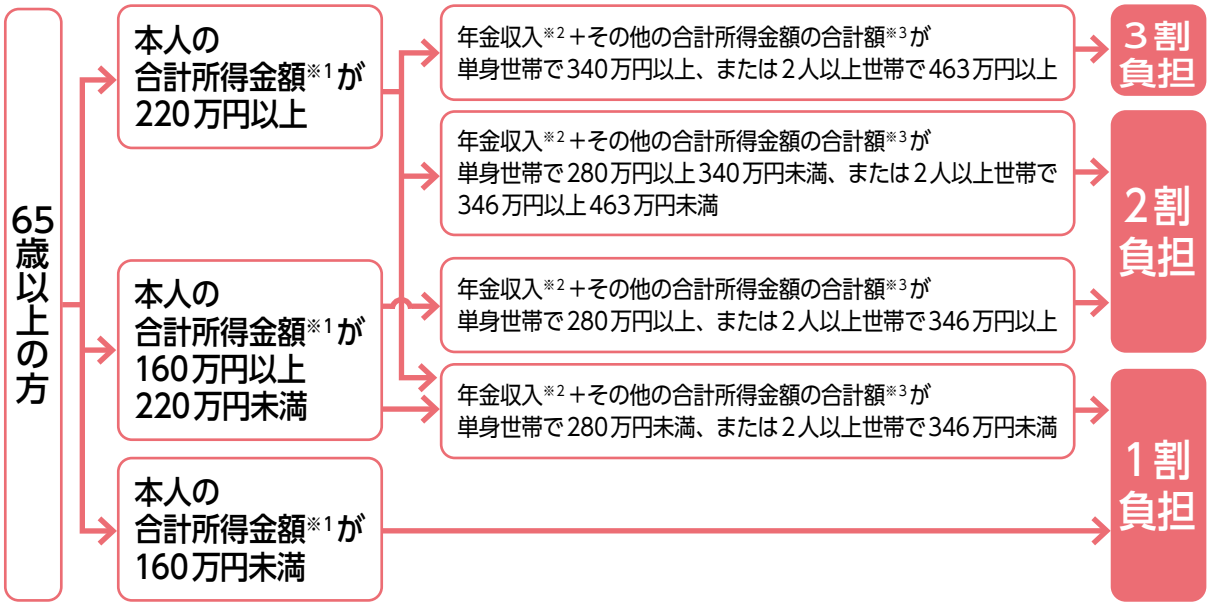
P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

介護保険サービスにかかる費用

■ サービスを利用したときの利用者負担

介護保険サービスを利用したときは、サービスにかかった費用のうち下記の基準により判定された負担割合分を利用者が負担し、残りは神戸市が事業者に支払います。なお、施設サービスを利用する際等の食費・居住費(滞在費)・日常生活費等は、原則として利用者が負担します。

■ 負担割合の判定基準について



※1 合計所得金額とは、収入金額から必要経費を控除した所得金額の合計額で、「基礎控除」「配偶者控除」「社会保険料控除」「医療費控除」などの所得控除前の金額です。株式譲渡所得など申告分離課税の所得金額を含み、退職所得、雑損失、繰越損失は含みません。
なお、介護保険の負担割合の判定では、給与所得及び公的年金等に係る雑所得金額の合計から10 万円控除(ただし、控除後、合計額が0 円を下回る場合は0 円とする)した額で合計所得金額を算定し直し、土地建物等の譲渡所得に係る特別控除がある場合は、さらに特別控除額を差し引いて算定します。

※2 P8参照

※3 ※1に租税特別措置法第四十一条の三の十一第二項に定める所得金額調整控除額を加え、そこから公的年金等に係る雑所得金額を差し引いて算定します。

注 第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担

注 世帯員の人数については、65歳以上の世帯員のみ判定対象となります。

■ 介護保険の負担割合証

負担割合が記載された負担割合証が発行されます。

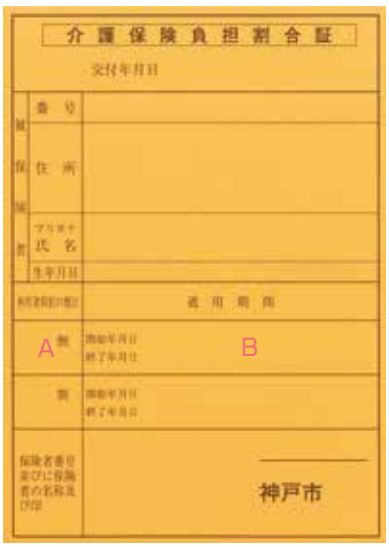
介護保険のサービスを利用するときには、保険証(被保険者証)とともに負担割合証の提示が必要です。

A欄 負担割合(1割、2割、3割)が記載されます。

B欄 負担割合の適用期間が記載されます。

要介護(要支援)認定等の有効期間満了日が令和8年8月以降の方	令和8年7月中旬に送付します。
これから新たに要介護(要支援)認定等を受ける方	要介護(要支援)認定等決定時に、介護保険証と一緒に送付します。

表面



● 食費

食材料費と調理費相当が利用者負担になります。
（認知症対応型共同生活介護については「食材料費」のみ）



● 居住費（滞在費）等

居住環境に応じて設定されます。

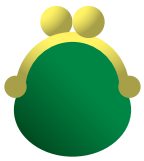
個　室……室料+光熱費相当
相部屋（2人以上の部屋）……室料+光熱費相当



※相部屋を利用している場合で、感染症等により、医師が処遇上個室への入室が必要と判断した方については、一定期間、利用者負担は相部屋の室料及び光熱水費相当となります。
※各施設の食費・居住費（滞在費）の額は、各施設にお問い合わせください。
※食費・居住費（滞在費）は全額利用者負担ですが、負担軽減制度があります（P39参照）。
※食費については、認知症対応型共同生活介護は食材料費のみ利用者負担となります。

● 日常生活費

理美容代や私物の洗濯物代などのことです。



● 特別なサービス

次のような介護保険対象外の特別なサービスを受けようとする場合には、保険の1割（または2・3割）負担とは別に利用者負担が必要となることがあります。

1.在宅サービスにおいて、事業所の通常の実施地域外でサービスを利用するときの交通費
2.介護保険対象外の上乗せサービスや、ケアプランで決められた内容以外のサービスを受けるときなど
3.特別な室料（ショートステイ・施設サービス）利用者の特別な希望に基づく居住環境
4.特別な食費（ショートステイ・施設サービス）利用者の特別な希望に基づくメニュー、食材など

自宅で利用するサービス 訪問介護（ホームヘルプサービス）など㊟ 生活環境を整えるサービス 福祉用具貸与など	サービス費用の1割（または、2・3割）			
施設に通って利用するサービス 通所介護（デイサービス）など㊟	サービス費用の1割（または、2・3割）	食　費		日常生活費
短期入所して利用するサービス 短期入所生活介護（ショートステイ）など	サービス費用の1割（または、2・3割）（おむつ代を含む）	食　費	滞在費	日常生活費
その他のサービス 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホームなど） 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）など	サービス費用の1割（または、2・3割）	食　費	家　賃 宿泊費	日常生活費
施設サービス 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設（老人保健施設） 介護医療院	サービス費用の1割（または、2・3割）（おむつ代を含む）	食　費	居住費	日常生活費

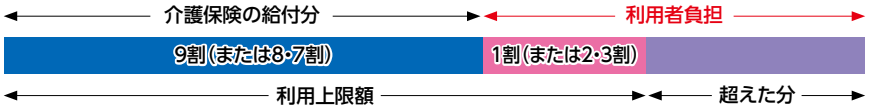
㊟住民主体訪問サービス、一般介護予防事業の利用者負担については、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）にご確認下さい。

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

利用上限額

介護保険では、要介護度等(「事業対象者」「要支援１・2」「要介護１～５」)に応じて、1か月あたりのサービスの利用上限額が設けられています。上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額利用者負担となります。



区　分	1か月あたりの利用上限額
事業対象者	5,032 単位／月
要支援１	
要支援２	10,531 単位／月
要介護１	16,765 単位／月
要介護２	19,705 単位／月
要介護３	27,048 単位／月
要介護４	30,938 単位／月
要介護５	36,217 単位／月

※１単位あたりの単価は、サービスによって異なります。

次のサービスについては、利用上限額の対象ではありません	
自宅で利用するサービス	○居宅療養管理指導 ○住民主体訪問サービス
施設に通って利用するサービス	○フレイル改善通所サービス
生活環境を整えるサービス	○特定福祉用具販売㊟ ○住宅改修㊟
その他のサービス	○特定施設入居者生活介護 ○認知症対応型共同生活介護 (30日以内の短期利用は除く) ○介護予防支援・居宅介護支援・介護予防ケアマネジメント ○一般介護予防事業
神戸市独自のサービス	○ミドルステイ ○緊急一時保護 ○災害時ショートステイ
施設サービス	○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院

※要支援の方への介護予防サービスも同様です。
㊟独自の利用上限額があります。(P24、25、30参照)

それぞれのサービスの１単位あたりの単価(地域区分単価)

サービスの種類	神戸市など	三田市など	明石市など
訪問介護(ホームヘルプサービス)・介護予防訪問サービス★・生活支援訪問サービス★ 夜間対応型訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 介護予防支援・居宅介護支援・介護予防ケアマネジメント	10.84円	10.70円	10.42円
訪問リハビリテーション 認知症対応型通所介護 通所リハビリテーション(デイケア) 短期入所生活介護(ショートステイ) 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	10.66円	10.55円	10.33円
通所介護(デイサービス)・介護予防通所サービス★ 地域密着型通所介護 短期入所療養介護(ショートステイ) 特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホームなど) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	10.54円	10.45円	10.27円
居宅療養管理指導 福祉用具貸与	10.00円	10.00円	10.00円

※要支援の方への介護予防サービスも同様です。
※★印のサービスについては、事業所の所在地によらない場合があります。

施設サービス	10.54円	10.45円	10.27円

介護報酬

事業者が介護保険のサービスを提供したときにその対価として支払われる報酬を「介護報酬」といいます。
1単位10円を基本とした上記の地域区分単価により計算されます。

● 介護予防サービス・在宅サービスの利用者負担の計算方法の例 要介護１の場合（1割負担の場合）

(例)●生活援助中心の訪問介護【20分以上45分未満】を週に１回(月に４回)利用　●通所介護【通常規模で６時間以上７時間未満】を週に１回(月に４回)利用
※実際のサービス利用時には、初回加算や介護職員処遇改善加算、その他の加算があります。

項　　目	1ヵ月間の介護に要する費用の内訳
訪問介護 （ホームヘルプサービス）	(費　　用)　179単位 × 4回 × 10.84円（地域区分単価） ＝ 7,761円 (保険負担)　7,761円 × 0.9 ＝ 6,984円 (利用者負担)　7,761円 − 6,984円 ＝ 777円 (A)
通所介護 （デイサービス）	(費　　用)　584単位 × 4回 × 10.54円（地域区分単価） ＝ 24,621円 (保険負担)　24,621円 × 0.9 ＝ 22,158円 (利用者負担)　24,621円 − 22,044円 ＝ 2,463円 (B)
利用者負担の合計	(A) + (B) = 3,240円　食費・日常生活費などは別途必要です。(P35参照)

● 施設サービスの利用者負担の計算方法の例 要介護５の場合（1割負担の場合）

(例)●特別養護老人ホームの相部屋(多床室)に入所　●管理栄養士が配置されており、医師と共同で適切な栄養ケアマネジメントが 行われている場合
●利用者負担第２段階で食費・居住費(滞在費)が軽減されている方
※実際のサービス利用時には、初回加算や介護職員処遇改善加算、その他の加算があります。

項　　目	1ヵ月間の介護に要する費用の内訳
サービス費用の１割	(費　　用)　871単位 × 30日 (栄養マネジメント強化加算)　11単位 × 30日 ｝× 10.54円（地域区分単価） ＝ 278,888円 (保険負担)　278,888円 × 0.9 ＝ 250,999円 (利用者負担)　278,888円 − 250,899円 ＝ 27,889円 高額介護サービス費(次ページ参照)により ＝ 15,000円 (A)
食　　費	軽減制度(P39参照)申請により　390円 × 30日 ＝ 11,700円 (B)
居　住　費	軽減制度(P39参照)申請により　430円 × 30日 ＝ 12,900円 (C)
利用者負担の合計	(A) + (B) + (C) = 39,600円　日常生活費などは別途必要です。(P35参照)

● 施設サービス利用者負担の一例（要介護５の場合）

（利用者負担割合が１割の場合）※第４段階は、高額介護サービスの利用者負担月額上限が世帯44,400円の場合です。

利用者負担段階	居住環境区分		1ヵ月の利用負担額の例 1割負担	食費	居住費	計	
第１段階	施設入所	相部屋	15,000円	約10,000円	0円	約25,000円	＋ 日常生活費（特別な室料）（特別な食費）
		ユニット型個室			約27,000円	約52,000円	
	ショートステイ利用	相部屋			0円	約25,000円	
		ユニット型個室			約27,000円	約52,000円	
第２段階	施設入所	相部屋	15,000円	約12,000円	約13,000円	約40,000円	
		ユニット型個室			約27,000円	約54,000円	
	ショートステイ利用	相部屋		約18,000円	約13,000円	約46,000円	
		ユニット型個室			約27,000円	約60,000円	
第３段階①	施設入所	相部屋	24,600円	約20,000円	約13,000円	約60,000円	
		ユニット型個室			約42,000円	約86,600円	
	ショートステイ利用	相部屋		約30,000円	約13,000円	約68,000円	
		ユニット型個室			約42,000円	約97,000円	
第３段階②	施設入所	相部屋	24,600円	約41,000円	約13,000円	約79,000円	
		ユニット型個室			約42,000円	約108,000円	
	ショートステイ利用	相部屋		約40,000円	約13,000円	約78,000円	
		ユニット型個室			約42,000円	約107,000円	
第４段階（第１～３②段階以外の方）	施設入所 ショートステイ利用	相部屋	約28,000円～44,400円	約44,000円	約27,000円	約99,000円～約116,000円	
		ユニット型個室			約62,000円	約140,000円～約151,000円	

（利用者負担割合が２・３割の場合）

利用者負担段階	居住環境区分		1ヵ月の利用負担額の例 2・3割負担	食費	居住費	計	
第４段階（第１～３②段階以外の方）	施設入所 ショートステイ利用	相部屋	44,400円～140,100円	約44,000円	約27,000円	約116,000円～約212,000円	＋ 日常生活費（特別な室料）（特別な食費）
		ユニット型個室			約62,000円	約151,000円～約247,000円	

※第４段階は、国の示した基準費用額をもとに試算。実際の額は各施設によって異なります。

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

■ 利用者負担の軽減制度

※該当すると思われる方は、お住まいの区の区役所・北須磨支所の介護医療係（北神区役所は市民課窓口係）にご相談ください。

● 利用者負担が高額になった場合の一部払戻し（高額介護サービス費の支給）

1か月ごとの利用者負担の合計額が一定の上限を超えるときには、申請により「高額介護サービス費」としてその超えた額が支払われます。（同じ世帯に複数の利用者がいる場合には、世帯の合計額となります。）

※令和8年8月からは82.65万円となる予定です。

対　象　者	利用者負担月額上限
(1)生活保護受給者	個人 15,000円
(2)世帯全員が市民税非課税の方	世帯 24,600円
①本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80.9万円※以下の方 ②老齢福祉年金受給者	個人 15,000円
(3)世帯に市民税課税の方がおり、世帯の中で最も所得が高い第1号被保険者の課税所得が380万円未満（年収が約770万円未満）の方	世帯 44,400円
(4)世帯の中で、最も所得が高い第1号被保険者の課税所得が380万円以上690万円未満（年収が約770万円～約1,160万円未満）の方	世帯 93,000円
(5)世帯の中で、最も所得が高い第1号被保険者の課税所得が690万円以上（年収が約1,160万円以上）の方	世帯 140,100円

○本来適用されるべき基準を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方（境界層該当）にも軽減制度があります。
○第2号被保険者のみの世帯の利用者負担月額上限は、(1)～(3)のいずれかとなります。
○高額介護サービス費の支給は個人単位で、次のように計算した額になります。

$$（利用者負担世帯合算額－世帯上限額）\times \frac{利用者負担合算額}{利用者負担世帯合算額}$$

※なお、上記(2)－①、②の方は、上記の計算の結果、「利用者負担合算額－高額介護サービス費額」が15,000円を超える場合、15,000円が個人としての負担上限となります。

高額介護サービス費の対象とならないもの

○施設サービスなどの食費・居住費や日常生活費など、介護保険の給付対象外の利用者負担
○利用上限額を超えた分の利用者負担
○特定福祉用具販売・住宅改修・ミドルステイ・緊急一時保護サービス・災害時ショートステイ・住民主体訪問サービス・フレイル改善通所サービス・一般介護予防事業の利用者負担

● 介護と医療の負担が高額になった場合の一部払戻し（高額医療・高額介護合算制度）

同じ世帯内で介護保険と医療保険の両方のサービスを利用することによって、自己負担額が高額になったときは、双方の自己負担額を年間（毎年8月分～翌年7月分まで）で合算し、申請により、限度額を超えた額が支払われます。

介護保険と後期高齢者医療の場合

※令和8年8月からは82.65万円となる予定です。

対　象　者		介護保険+後期高齢者医療の利用者負担年額上限（世帯）
低所得（市民税非課税世帯）	Ⅰ（年金収入80.9万円※以下の方等）	19万円
	Ⅱ（Ⅰ以外の方）	31万円
一　般		56万円
課税所得　145万円以上		67万円
課税所得　380万円以上		141万円
課税所得　690万円以上		212万円

● 食費・居住費（滞在費）の軽減［負担限度額認定］

世帯全員が市民税非課税の方や生活保護を受けておられる方については、施設サービス・短期入所（ショートステイ）にかかる食費・居住費（滞在費）について、申請により負担が軽減されます。

※デイサービスや、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、ケアハウス、グループホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護は対象外です。

下記金額は制度改正後（令和8年8月以降）の数値です。4～7月は改正前のとおりです。

利用者負担段階区分		利用者負担 日額上限				
		食　費		居住費（滞在費）		
第1段階	①生活保護等受給の方 ②老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	施設入所の場合	300円	ユニット型個室		880円
				ユニット型個室的多床室		550円
		ショートステイ利用の場合		従来型個室	特養等	380円
					老健・医療院等	550円
				多床室	特養等	0円
					老健・医療院等	0円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額とその他の合計所得金額（※1）の合計額が80.9万円※以下の方 ※令和8年8月からは82.65万円となる予定です。	施設入所の場合	390円	ユニット型個室		880円
				ユニット型個室的多床室		550円
		ショートステイ利用の場合	600円	従来型個室	特養等	480円
					老健・医療院等	550円
				多床室	特養等	430円
					老健・医療院等	430円
第3段階①	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額とその他の合計所得金額（※1）の合計額が80.9万円※超120万円以下の方 ※令和8年8月からは82.65万円となる予定です。	施設入所の場合	680円	ユニット型個室		1,370円
				ユニット型個室的多床室		1,370円
		ショートステイ利用の場合	1,030円	従来型個室	特養等	880円
					老健・医療院等	1,370円
				多床室	特養等	430円
					老健・医療院等	430円
第3段階②	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額とその他の合計所得金額（※1）の合計額が120万円超の方	施設入所の場合	1,420円	ユニット型個室		1,470円
				ユニット型個室的多床室		1,470円
		ショートステイ利用の場合	1,360円	従来型個室	特養等	980円
					老健・医療院等	1,470円
				多床室	特養等	530円
					老健・医療院（室料を徴収する場合）	530円
					老健・医療院等（室料を徴収しない場合）	430円
第4段階	上記の第1～第3段階以外の方	施設との契約額を支払うことになります。				

［参考］国の示した基準費用額 上記軽減の適用は、契約時に右記金額以下であることが前提です。	1,545円			
		ユニット型個室		2,066円
		ユニット型個室的多床室		1,728円
		従来型個室	特養 等	1,231円
			老健・医療院等	1,728円
		多床室	特養 等	915円
			老健・医療院（室料を徴収する場合）	697円
			老健・医療院等（室料を徴収しない場合）	437円

○世帯分離していても配偶者の所得が勘案されます。また、預貯金等についても勘案され、各段階に応じて定められた資産要件以下の金額であることが要件になります。

第2段階の方	650万円以下
第3段階①の方	550万円以下
第3段階②の方	500万円以下
40歳～64歳（第2号被保険者）の方	1,000万円以下

【配偶者がいる場合】
左記の金額に対し、一律に
1,000万円を加算した金額になります。

○負担軽減の認定を受けた方には、利用される居室等におけるその方の負担限度額を記載した「介護保険負担限度額認定証」を交付します。サービスを利用される場合は、「被保険者証」「負担割合証」と共に、「負担限度額認定証」の提示が必要です。
（「負担限度額認定証」を提示できなかった場合についての取扱いは、区役所・北須磨支所の介護医療係にお問合せください。）

○利用者のご負担は、食費・居住費（滞在費）以外に、サービス費用の1割（または2・3割）や日常生活費等があります。（P34参照）

○世帯のどなたかが市民税課税でも、高齢夫婦等の世帯であって、一方の方が施設に入所して食費・居住費を自己負担する結果、在宅の配偶者等の生計が困難になる場合は、一定の条件を満たせば、軽減される特例措置があります。

○本来適用されるべき基準を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方（境界層該当）にも軽減制度があります。

※1 非課税年金についても勘案されます。第2～3②段階は、その他の合計所得金額㊟と年金収入額（遺族年金及び障害年金といった非課税年金収入額を含む）の合計額で判定されます。

㊟「その他の合計所得金額」についてはP8下「1～5段階算定時の合計所得金額」の説明をご参照ください。

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

● 生計困難な方等に対する利用者負担の軽減（社会福祉法人等による軽減）

社会福祉法人等が提供する対象サービスにかかる利用者負担の軽減

対象者	軽　減　内　容
①世帯全員の市民税が非課税で収入が世帯で年間150万円以下（世帯員2人以上の場合は2人目から1人あたり50万円を加算した額以下） ②預貯金等の金融資産が世帯で350万円以下（世帯員が2人以上の場合は2人目から1人あたり100万円を加算した額以下） ③負担能力のある親族等に扶養されておらず、介護保険料を滞納していない などの要件をすべて満たす方	下記参照
生活保護受給者等	下記参照

対象サービス	対象費用	減額割合	老齢福祉年金受給者の方のみ
訪問介護など	サービス費用の1割	25%を減額	50%を減額
通所介護 認知症対応型通所介護など	サービス費用の1割+食費		
短期入所生活介護 小規模多機能型居宅介護 特別養護老人ホームなど	サービス費用の1割 +食費+滞在費 （居住費）		

※要支援の方への介護予防サービスも同様です。
※介護予防訪問サービス、介護予防通所サービスも対象となります。
※ご利用の際は、各施設にお問い合わせください。
※特別養護老人ホーム等で食費・居住費（滞在費）の軽減を受けるには、「負担限度額認定証」の提示が必要です。

対象サービス	対象費用	減額割合
短期入所生活介護 特別養護老人ホーム	滞在費（居住費）	100%を減額

※ご利用の際は、各施設にお問い合わせください。

● 災害や事業の休廃止による収入激減などの特別の事情がある場合の減免

次の理由により必要な費用の負担が困難な方

対象者	軽　減　内　容
①災害によって著しい損害を受けたとき ②生計維持者が死亡したとき、または生計維持者が長期入院などにより収入が著しく減少したとき ③生計維持者の収入が事業の休廃止、失業などにより著しく減少したとき	3か月以内（事情に応じて最長6か月）に限って、必要な費用の負担が困難な度合いに応じて利用者負担を（1割負担者：0円、3%、5%・2割負担者：0円、6%、10%・3割負担者：0円、9%、15%）軽減

※東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、帰還困難区域等及び旧避難指示区域等から転入された被保険者の方については、減免措置が該当する可能性がありますのでご相談ください

● 介護保険の施行前からのサービス利用者に対する経過措置

特別養護老人ホームの利用者負担の軽減

対象者	軽　減　内　容
平成12年3月31日以前から特別養護老人ホームに入所している方（旧措置入所者）で平成17年9月末日において利用者負担割合が5%以下の方	利用者負担・食費・居住費については従来の負担額を上回らないように調整します。 なおユニット型個室を利用する場合は利用者負担・食費についてのみ従来の負担額を上回らないように調整します。

● 障害者訪問介護（ホームヘルプサービス）利用者への支援措置

平成18年度以降の障害福祉サービスにおいて、境界層該当（※）として定率負担額が「0円」となっている方のうち、①②のいずれかに該当する方（認定が必要です）

対象者	軽　減　内　容
①64歳の間に、公的な訪問介護（ホームヘルプサービス）を無料で利用したことがある方 ②要介護又は要支援の認定を受けた40歳～64歳までの方	全　額　免　除

※生活保護以外の制度で、保険料や利用料などの軽減を受ければ、生活保護を必要としない方

● 原子爆弾被爆者への援護

被爆者の方は「被爆者健康手帳」を事業者へ提示すれば、窓口等での自己負担額が不要となります。やむを得ず自己負担額を支払った場合は、利用者が兵庫県に請求してください。（対象外サービスあり。食費、居住費、宿泊費、滞在費、日常生活費は自己負担）
☎兵庫県原子爆弾被爆者相談室：078-361-8604（10:00 ～ 16:00）

介護保険外のサービス

神戸市では、在宅で暮らす高齢者の自立生活を支援するために、介護保険外のサービスとして以下の事業を実施しています。

● 要介護（要支援）認定が必要なサービス

サービス名	内　　容	対　象　者	問い合わせ先
住宅改修助成	介護保険の限度額を超える住宅改修工事費や介護保険の給付対象外の工事費の一部を助成します。	要支援・要介護と認定された高齢者等（生計中心者の所得制限あり）	あんしんすこやかセンター 詳しくは、P43～P47へ
紙おむつの支給	在宅でねたきりの高齢者等またはその方を介護している家族に紙おむつ・尿とりパッドを支給します。	要介護4・5と認定された市民税非課税世帯の高齢者等または、その方を介護している家族等	えがおの窓口 詳しくは、P15へ
訪問理美容サービス	理容所・美容院に出向くことが困難な高齢者等のご自宅を訪問し、調髪・カットを実施します。	65歳以上で要介護4・5と認定された方	
家族介護慰労金の支給	ねたきりまたは認知症の症状のある高齢者を常時介護している方の心身の苦労などをねぎらうため、家族介護慰労金を支給します。	65歳以上で要介護4・5と認定された方（要介護3でも同等とみなす場合あり）の家族で、過去1年間介護保険のサービスを利用せず在宅で家族介護を続けてきた方（老齢福祉年金の所得制限以下など所得要件あり）	居住地の区役所 保健福祉課 ※番号は裏表紙に記載

● 要介護（要支援）認定が不要なサービス

サービス名	内　　容	対　象　者	問い合わせ先
生活支援ショートステイ	特別養護老人ホームなどの入所施設で短期間必要なサービスを提供します。	非該当（自立）・要支援1・要支援2と認定された方で一時的に在宅生活が困難となった高齢者	あんしんすこやかセンター 詳しくは、P43～P47へ
高齢者安心登録事業	高齢者の情報を事前登録し、登録者が行方不明となった場合に、行方不明時の服装等の情報を24時間地域の協力者に対し電子メールで送信し、警察署への情報提供を呼びかけます。	市内に居住する行方不明など日常生活に心配がある在宅高齢者	
KOBEみまもりヘルパー	在宅生活への支援として、自宅に訪問し、見守りや話し相手、外出付き添い等を行うヘルパーサービス。	認知症または軽度認知障害（MCI）と診断された市民	担当ケアマネジャー（えがおの窓口）またはあんしんすこやかセンター
認知症診断助成制度	地域の医療機関で認知症の疑いの有無を診る認知機能検診（無料）と、要精密検査と判断された方を対象とした精密検査（検査費用を助成）の2段階の診断で、認知症の早期受診を支援します。	65歳以上の市民	神戸市認知症診断助成制度コールセンター 078-945-7431
認知症事故救済制度	認知症の方を対象に、「賠償責任保険」と「GPSサービス」と「みまもりシール」を実施します。	認知症の診断を受けた市民	事故救済制度専用コールセンター ※番号は裏表紙に記載

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

介護保険サービスの利用にあたって

介護従事者への「ハラスメント」について

介護サービス事業者等は、サービスを利用される方やご家族との信頼関係のもと、利用者が安心してサービスを受けられるように、ケア技術の向上など、質の高いサービスの提供に努めることになっています。一方で、近年、介護現場において、サービス従事者に対する、利用者やご家族等からのハラスメントが問題になっています。ハラスメントを防止することが、サービスを継続して円滑に利用できることにつながりますので、皆様のご理解ご協力をよろしくお願いします。

●以下のような行為があれば、ハラスメントに該当し、サービスの提供が出来なくなる場合もあります。

※認知症等の病気または障害の症状として現れた言動は除く。

身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす、その恐れのある行為

(例)たたく、ける、手をひっかく・つねる、物を投げる、つばを吐く、服をひきちぎる

精神的暴力

個人の尊厳や価値を言葉や態度によって傷つける行為

(例)大声を発する、威圧的な態度で接する、理不尽なサービスを要求する、気に入っている職員以外に批判的な言動をする

セクシャルハラスメント

性的な嫌がらせ行為

(例)体を触る、ひわいな言動を繰り返す、ヌード写真をみせる

●暴力などのハラスメントが発生した場合の事業所の対応（例）

事業所	事業所	利用者への対応
被害を実感又は発見 →	事実確認 →	•注意勧告 •担当者の変更 •サービスの中止 •契約の解除　等

※ P19 下段に記載の「介護事業者と契約するときの注意点」もあわせてご覧下さい。

相談窓口

あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）

介護など高齢者に関する相談窓口

「あんしんすこやかセンター」は神戸市が設置する高齢者の介護相談窓口です。概ね中学校区ごとに1か所設置しており、市内全域に76か所あります。

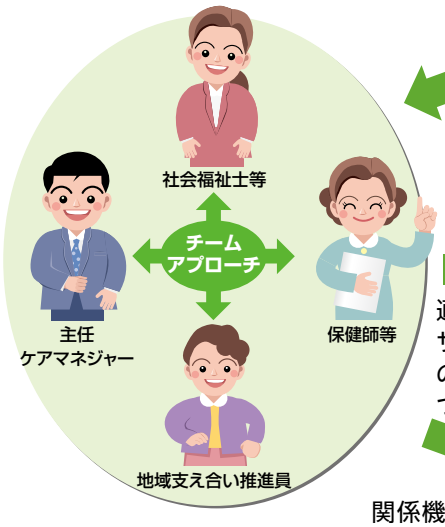
あんしんすこやかセンター



高齢者や家族

市民や事業者





連携

適切な
サービス
の利用に
つなぐ

関係機関同士で連携できる働きかけ

相談の内容に応じて専門職がそれぞれの専門性を活かし、連携して対応します。

地域の関係機関

介護保険のサービス
- ケアマネジャー
- 介護サービス事業者

医療機関
- 病院　・医院
- 歯科医院
- 薬局など

行政関連サービス
- 区役所
- 医療介護サポートセンター
- 精神保健福祉センター
- 成年後見支援センターなど

専門機関
- リーガルサポート
- 認知症疾患医療センターなど

地域の支え合い活動
- 民生委員
- 地域団体
- ボランティアなど

● 具体的な業務

○高齢者に関する相談窓口
- 心身の衰えによる生活不安への相談
- 高齢者虐待や消費者被害の予防や相談
- 認知症の相談や成年後見制度の利用支援
- 介護保険制度などの情報提供

○関係機関との連携
- ケアマネジャーや医療機関などの関係機関と連携して高齢者を支援する体制づくりを行います。

○要介護（要支援）認定の申請代行
- 介護サービスを利用するために必要な、神戸市への要介護（要支援）認定申請手続きを、高齢者や家族に代わって行います。

○基本チェックリストの実施
- 総合事業の事業対象者判定を行います。

○地域での支え合い活動の支援
- 民生委員、友愛訪問ボランティア、地域団体と連携して、地域住民間で見守り支え合えるコミュニティづくりの支援を行います。

○介護予防サービス計画の作成
- 要支援１・２の方や、事業対象者の方が介護保険等のサービスを自立支援に向けて利用できるようサービス計画を作成します。

○介護リフレッシュ教室の開催
- 介護している家族を対象に、日頃の介護での悩みや体験を話し合い、交流することで精神的負担を軽減できるよう「介護リフレッシュ教室」を開催しています。

● こんなときにご連絡ください

- 介護保険を使うにはどうしたらよいか?
- 認知症についての相談がしたい
- 消費者被害にあったのでは?
- 介護の不安や悩みがある
- 健康寿命をのばすためにどうしたらよいか?

以下のように、ご近所や配達先の気がかりな高齢者の相談や連絡
- ポストに新聞や郵便がたまっている
- 大きな声で高齢者をどなる声が聞こえる（高齢者虐待では?）
- 最近姿を見かけない
- １人暮らしが大変そう

★担当地域はP44～P47をご覧下さい

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

あんしんすこやかセンター一覧

（地域包括支援センター）

※あんしんすこやかセンターは、担当する地域が決まっています。
※令和8年4月1日時点

区	お住まいの地域	あんしんすこやかセンター名	郵便番号	センター所在地	電話番号 Fax番号
東灘区	森北町、森南町、甲南台、本山北町、本山中町、本山町	本山東部 あんしんすこやかセンター	658-0016	東灘区本山中町4-7-7 アネックスM　1階	451-0054 451-0153
	深江北町、深江本町、深江南町、深江浜町、本庄町、北青木1・2丁目、青木1・4丁目	本庄 あんしんすこやかセンター	658-0014	東灘区北青木1-1-3 特別養護老人ホーム おおぎの郷　1階	431-8181 431-2000
	本山南町、甲南町1・2丁目、田中町1・2丁目	本山南部 あんしんすこやかセンター	658-0084	東灘区甲南町2-1-20 コープリビング甲南　2階	413-2650 413-1085
	西岡本、岡本、田中町3～5丁目	本山西部 あんしんすこやかセンター	658-0084	東灘区甲南町2-1-20 コープリビング甲南　2階	435-1855 412-6771
	魚崎北町、北青木3・4丁目、甲南町3～5丁目	魚崎北部 あんしんすこやかセンター	658-0083	東灘区魚崎中町4-10-50 特別養護老人ホーム サンライフ魚崎　1階	435-6677 435-6689
	魚崎中町、魚崎南町、魚崎西町、魚崎浜町、青木2・3・5・6丁目	魚崎南部 あんしんすこやかセンター	658-0083	東灘区魚崎中町4-3-18 2階	452-6830 436-2675
	住吉台、渦森台、住吉山手、住吉本町	住吉北部 あんしんすこやかセンター	658-0051	東灘区住吉本町3-7-41 養護老人ホーム 住吉苑内	851-1155 851-1157
	住吉東町、住吉宮町、住吉南町、住吉浜町	住吉南部 あんしんすこやかセンター	658-0053	東灘区住吉宮町3-4-17 東灘在宅福祉センター 2階	842-3894 842-6115
	鴨子ヶ原、御影山手、御影1～3丁目、御影郡家1・2丁目	御影北部 あんしんすこやかセンター	658-0064	東灘区鴨子ケ原2-14-17 特別養護老人ホーム 友愛苑内	843-2207 843-2208
	御影中町、御影本町、御影石町、御影塚町、御影浜町	御影南部 あんしんすこやかセンター	658-0054	東灘区御影中町 2-3-23-105 リメノス御影　1階	854-2180 854-2181
	向洋町東、向洋町中、向洋町西	六甲アイランド あんしんすこやかセンター	658-0032	東灘区向洋町中3-2-2	857-7381 858-9030
灘区	土山町、桜ヶ丘町、高羽、一王山町、寺口町、高羽町、楠丘町、高徳町、弓木町	高羽 あんしんすこやかセンター	657-0026	灘区弓木町3-2-12 ベルエアー弓ノ木Ⅱ 1階	857-6611 857-6613
	鶴甲、大月台、篠原台、六甲台町、篠原伯母野山町、大土平町、篠原北町、長峰台、箕岡通1～3丁目、高尾通1～3丁目、五毛通1～3丁目、薬師通1～3丁目、国玉通1～3丁目、六甲山町、水車新田、大石、篠原、畑原、五毛、摩耶山町	六甲摩耶 あんしんすこやかセンター	657-0068	灘区篠原北町3-11-15 特別養護老人ホーム うみのほし内	224-5050 881-2225
	赤松町、曾和町、山田町、宮山町、八幡町、日尾町、神前町、森後町、六甲町、永手町、稗原町、琵琶町、下河原通	六甲 あんしんすこやかセンター	657-0041	灘区琵琶町2-1-27 灘在宅福祉センター内	882-7859 882-0833
	大和町、中郷町、徳井町、記田町、深田町、備後町、桜口町、友田町、浜田町、烏帽子町、鹿ノ下通、新在家北町、新在家南町、大石東町、大石北町、大石南町、灘浜東町	大石 あんしんすこやかセンター	657-0043	灘区大石東町1-2-1 神戸市営大石東第二住宅 1階	821-3838 821-3812
	篠原本町、篠原中町、篠原南町、将軍通、神ノ木通、千旦通、上河原通、上野通1～5丁目、赤坂通1～5丁目、畑原通、天城通1～5丁目、福住通1～5丁目、中原通1～5丁目、倉石通、水道筋、岸地通、大内通、泉通、灘北通1～6丁目	篠原 あんしんすこやかセンター	657-0057	灘区神ノ木通3-1-4 2階	871-9015 871-9100
	箕岡通4丁目、高尾通4丁目、五毛通4丁目、薬師通4丁目、国玉通4丁目、城の下通、上野通6～8丁目、赤坂通6～8丁目、天城通6～8丁目、福住通6～8丁目、中原通6･7丁目、青谷町、王子町、原田通、城内通、灘北通7～10丁目、岩屋、上野、原田、摩耶山	王子 あんしんすこやかセンター	657-0838	灘区王子町1-2-6 プリンスマンション 2階	801-5441 801-1733
	灘南通、船寺通、都通、味泥町、灘浜町、岩屋北町、岩屋中町、岩屋南町、摩耶海岸通、摩耶埠頭	西灘 あんしんすこやかセンター	657-0855	灘区摩耶海岸通2-3-9 特別養護老人ホーム ハピータウンKOBE内	803-3130 805-3408

区	お住まいの地域	あんしんすこやかセンター名	郵便番号	センター所在地	電話番号 Fax番号
中央区	神仙寺通、中島通、籠池通、野崎通、上筒井通、中尾町、熊内町、坂口通、宮本通、大日通、割塚通、葺合町	新神戸 あんしんすこやかセンター	651-0092	中央区生田町1-2-32 特別養護老人ホーム オリンピア1階	241-3747 241-3741
	熊内橋通、旗塚通、神若通、国香通、若菜通、脇浜町、筒井町、東雲通、八雲通、日暮通、吾妻通、北本町通、南本町通、真砂通	春日野 あんしんすこやかセンター	651-0077	中央区日暮通5-5-8 神戸高齢者総合 ケアセンター1階	251-8801 251-8813
	脇浜海岸通	脇の浜 あんしんすこやかセンター	651-0073	中央区脇浜海岸通3-2-6 脇の浜高齢者介護支援 センター1階	221-1661 221-4800
	生田町、二宮町、琴ノ緒町、布引町、北野町、山本通1・2丁目、中山手通1・2丁目、加納町、下山手通1・2丁目、北長狭通1・2丁目、旭通、雲井通、小野柄通、御幸通、磯上通、八幡通、磯辺通、浜辺通、三宮町、東町、伊藤町、江戸町、京町、浪花町、播磨町、明石町、西町、前町、海岸通(鯉川筋以東)、新港町、小野浜町	三宮 あんしんすこやかセンター	651-0094	中央区琴ノ緒町3-3-26 平田ビル1階	271-0185 271-0187
	諏訪山町、再度筋町、山本通3～5丁目、中山手通3～8丁目、下山手通3～9丁目、北長狭通3～8丁目、花隈町、神戸港地方、元町高架通(宇治川線以東)	元町山手 あんしんすこやかセンター	650-0011	中央区下山手通7-1-16 特別養護老人ホーム 山手さくら苑　4階	367-3890 367-3891
	楠町、橘通、多聞通、中町通、古湊通、相生町、元町通、栄町通、海岸通(鯉川筋以西)、波止場町、弁天町、東川崎町、元町高架通(宇治川線以西)	ハーバーランド あんしんすこやかセンター	650-0044	中央区東川崎町7-4-3 1階	651-7168 651-7169
	港島、港島中町、港島南町、神戸空港	港島 あんしんすこやかセンター	650-0046	中央区港島中町2-3-3 港島ふれあいセンター内	304-2255 304-2244
兵庫区	平野町、楠谷町、梅元町、矢部町、五宮町、神田町、馬場町、上祇園町、下祇園町、上三条町、下三条町	兵庫平野 あんしんすこやかセンター	652-0014	兵庫区下三条町8-20	574-4812 574-4813
	烏原町、天王町、湊山町、雪御所町、山王町、千鳥町、都由乃町、石井町、大同町、北山町、氷室町、熊野町1・2丁目、夢野町1・2丁目、菊水町1～5丁目、湊川町1～4丁目	みなとがわ あんしんすこやかセンター	652-0058	兵庫区菊水町5-2-3	521-9138 521-9177
	荒田町、東山町、西上橘通、西橘通、福原町、西多聞通、新開地1・2丁目、中道通1丁目(1・2番)、水木通1丁目(1～3番)	荒田 あんしんすこやかセンター	652-0032	兵庫区荒田町1-10-5 グランドプラザ神戸101	511-1900 511-4311
	新開地3～6丁目、湊町、佐比江町、大開通1～7丁目、塚本通1～6丁目、羽坂通、三川口町、永沢町、西柳原町、門口町、兵庫町、西出町(阪神高速以西)	新開地 あんしんすこやかセンター	652-0803	兵庫区大開通1-1-1 神鉄ビル10階	577-1445 577-1441
	里山町、鵯越筋、清水町、小山町、滝山町、熊野町3～5丁目、鵯越町、菊水町6～10丁目、夢野町3・4丁目、湊川町5～10丁目	夢野の丘 あんしんすこやかセンター	652-0058	兵庫区菊水町10-40 兵庫在宅福祉センター内	521-1308 521-1433
	会下山町、大井通、松本通、上沢通、下沢通、中道通1丁目(1・2番を除く)・2～9丁目、水木通1丁目(1～3番を除く)・2～10丁目、大開通8～10丁目、塚本通7・8丁目、駅前通	中道 あんしんすこやかセンター	652-0801	兵庫区中道通6-1-33 特別養護老人ホーム ラグナケア中道1階	575-9300 575-7791
	東出町、西出町1・2丁目(阪神高速以東)、七宮町、鍛冶屋町、島上町、船大工町、本町、磯之町、南仲町、西仲町、神明町、西宮内町、北逆瀬川町、東柳原町、築地町、中之島、出在家町、切戸町、南逆瀬川町、入江通、小河通、須佐野通、松原通、浜崎通、駅南通、芦原通、明和通、御所通、和田山通	キャナルタウン あんしんすこやかセンター	652-0897	兵庫区駅南通5-1-2 高齢者総合福祉施設 モーツァルト兵庫駅前6階	681-1515 681-6780
	今出在家町、和田崎町、三石通、上庄通、和田宮通、笠松通、小松通、遠矢町、御崎本町、浜山通、遠矢浜町、材木町、御崎町、吉田町、浜中町、金平町、高松町	浜山 あんしんすこやかセンター	652-0875	兵庫区浜中町1-16-18 浜山高齢者介護支援 センター内	671-8731 671-8732
北区(北神)	道場町、長尾町、鹿の子台北町、鹿の子台南町、上津台、赤松台、大沢町	道場 あんしんすこやかセンター	651-1513	北区鹿の子台北町8-11-1 恒生かのこ病院内	277-1678 275-1112
	菖蒲が丘、西山、京地、藤原台北町、藤原台中町、藤原台南町、有野台、東有野台、有野中町、有野町二郎、有野町有野	ありの あんしんすこやかセンター	651-1302	北区藤原台中町5-1-2 特別養護老人ホーム ふじの里内	984-5118 984-5119
	八多町、淡河町	八多淡河 あんしんすこやかセンター	651-1623	北区淡河町野瀬715 JA兵庫六甲上淡河支店内	950-9165 950-9166
	有馬町、唐櫃台、唐櫃六甲台、東大池、有野町唐櫃	有馬 あんしんすこやかセンター	651-1332	北区唐櫃台2-23-2	983-1611 983-1623

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

区	お住まいの地域	あんしんすこやかセンター名	郵便番号	センター所在地	電話番号 Fax番号
北区（北神以外）	西大池、大池見山台、花山中尾台、幸陽町、花山台、花山東町、小倉台、広陵町、筑紫が丘、山田町上谷上、山田町下谷上の一部、山田町与左衛門新田、谷上西町、谷上東町、谷上南町、桜森町、山の街	谷上 あんしんすこやかセンター	651-1243	北区山田町下谷上字門口10-3 シニアホームほくと1階	583-2666 583-9900
	緑町、大原、桂木、日の峰、松が枝町、青葉台、柏尾台、山田町下谷上の一部、山田町坂本・衝原・中・西下・原野・東下・福地	神戸北町 あんしんすこやかセンター	651-1233	北区日の峰2-7 コープデイズ神戸北町3階	582-2874 582-3197
	大脇台、若葉台、惣山町、甲栄台、泉台（7丁目2番の一部を除く）、山田町小部（前記を取り巻く地域）、山田町下谷上の一部、杉尾台、松宮台	北鈴蘭台 あんしんすこやかセンター	651-1143	北区若葉台4-8-11 北鈴蘭台駅前ビル4階	597-8889 597-8891
	鈴蘭台西町、鈴蘭台北町、鈴蘭台南町1･6～9丁目、鈴蘭台東町、中里町、山田町下谷上（小部南山を含む）	鈴蘭台 あんしんすこやかセンター	651-1114	北区鈴蘭台西町1-26-2 北在宅福祉センター内	592-9604 592-5170
	北五葉、南五葉、鈴蘭台南町2～5丁目、君影町、山田町藍那・小河、しあわせの村の一部、泉台7丁目2番（戸建）、山田町小部字西両畑	五葉 あんしんすこやかセンター	651-1132	北区南五葉1-2-28 サンロイヤル清水201号	596-5315 596-5316
	鳴子、星和台、ひよどり北町、ひよどり台、ひよどり台南町、しあわせの村、山田町下谷上の一部	しあわせの村 あんしんすこやかセンター	651-1106	北区しあわせの村1-19 介護老人保健施設 リハ・神戸 1階	743-8208 743-8305
長田区	雲雀ヶ丘、鶯町、大日丘町、萩乃町、一里山町、源平町、檜川町、東丸山町、丸山町、長田天神町7丁目、西丸山町、堀切町、花山町、鹿松町、高東町、長者町	丸山 あんしんすこやかセンター	653-0875	長田区丸山町2-2-13	612-5530 612-5526
	滝谷町、長田天神町1～6丁目、明泉寺町、名倉町、房王寺町、重池町、大丸町、前原町、寺池町、片山町、大塚町1～4丁目、長田町1～4丁目	名倉 あんしんすこやかセンター	653-0811	長田区大塚町5-1-7	646-0151 646-0181
	林山町、長田町5～9丁目、宮川町、西山町、池田宮町、池田惣町、宮丘町、高取山町1丁目、上池田、池田谷町、池田広町、池田寺町、池田経町、池田新町、池田塩町、池田上町、蓮宮通、大塚町5～9丁目	池田宮川 あんしんすこやかセンター	653-0863	長田区宮丘町1-3-11 高齢者ケアセンター ながたサテライト宮丘1階	631-9690 631-9666
	一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、七番町、北町、御蔵通、菅原通、御船通、蓮池町、大道通、川西通、細田町、神楽町	御蔵 あんしんすこやかセンター	653-0016	長田区北町3-3 高齢者ケアセンター ながた 1階	575-8835 575-8188
	高取山町、高取山町2丁目、長尾町、平和台町、大谷町、五位ノ池町、庄山町、山下町、戸崎通、西代通、御屋敷通、水笠通、松野通	西代 あんしんすこやかセンター	653-0853	長田区庄山町2-1-5 デイサービスセンター いたやど 3階	643-4700 611-3345
	梅ヶ香町、東尻池新町、東尻池町、浜添通、苅藻島町、真野町、苅藻通、西尻池町、庄田町、駒栄町、南駒栄町、若松町1～4丁目、大橋町1～4丁目、腕塚町1～4丁目、久保町1～4丁目、二葉町1～4丁目	真野真陽 あんしんすこやかセンター	653-0038	長田区若松町4-2-15 ピフレ新長田2階	611-2020 611-2016
	日吉町、若松町5～11丁目、大橋町5～10丁目、腕塚町5～10丁目、久保町5～10丁目、二葉町5～10丁目、駒ヶ林町、野田町、海運町、本庄町、長楽町、浪松町、駒ヶ林南町	新長田 あんしんすこやかセンター	653-0042	長田区二葉町5-1-1-117 アスタくにづか5番館 1階	642-0080 642-0211
須磨区	白川、東白川台、若草町、車、白川台1・2丁目、3・4丁目（落合橋道路北）、5～7丁目、北落合2・3丁目（1番を除く）・5・6丁目	白川 あんしんすこやかセンター	654-0103	須磨区白川台1-35-3 神港園サニーライフ白川内	793-8075 793-8095
	清水台、東落合、白川台3・4丁目（落合橋道路南）、北落合1・3丁目（1番）・4丁目、中落合、西落合、神の谷、緑台、弥栄台	名谷 あんしんすこやかセンター	654-0151	須磨区北落合1-4-36 白川コーポ116	797-7988 797-7473
	緑が丘、妙法寺、横尾、多井畑の一部（北須磨団地入り口、横尾西交差点の入り口、地獄谷、東山ノ上）、桜の杜	妙法寺 あんしんすこやかセンター	654-0121	須磨区妙法寺字辻298	747-2521 747-2560
	菅の台、竜が台、友が丘、南落合、道正台、多井畑の一部（渋人谷上）	名谷南 あんしんすこやかセンター	654-0142	須磨区友が丘5-5-191 すこやか友が丘　2階	795-8181 797-8054
	禅昌寺町、永楽町、神撫町、明神町、板宿、川上町、養老町、宝田町、菊池町、前池町、飛松町、板宿町、大手、大手町、平田町（山陽電鉄以北）、権現町、堀池町、東町、戸政町、中島町、若木町、奥山畑町、上細沢町、東須磨東部	板宿 あんしんすこやかセンター	654-0012	須磨区飛松町3-1-9 北浜第2ビル 2階	731-6700 731-6715
	多井畑、多井畑東町、多井畑南町、高倉台、東須磨の一部、高尾台、水野町、離宮西町、離宮前町、月見山町、桜木町、須磨寺町、高倉町、西須磨の一部	離宮 あんしんすこやかセンター	654-0067	須磨区離宮西町2-2-3 離宮高齢者介護 支援センター　1階	798-5760 739-5751
	平田町（山陽電鉄以南）、大黒町、戎町、大田町、寺田町、大池町、千歳町、常盤町、行平町、青葉町、鷹取町、古川町、小寺町、外浜町	たかとり あんしんすこやかセンター	654-0024	須磨区大田町7-3-15 須磨在宅福祉センター内	731-8165 736-2294
	北町、南町、月見山本町、稲葉町、松風町、村雨町、磯馴町、衣掛町、若宮町、行幸町、天神町、須磨本町、須磨浦通、千守町、関守町、潮見台町、一ノ谷町、西須磨の一部	西須磨 あんしんすこやかセンター	654-0045	須磨区松風町4-2-26 特別養護老人ホーム あいハート須磨　1階	737-0505 737-1165

区	お住まいの地域	あんしんすこやかセンター名	郵便番号	センター所在地	電話番号 Fax番号
垂水区	名谷町(概ね福田川、バス道以東でかつ、つつじが丘以北)、つつじが丘、桃山台、清玄町、下畑町(第二神明以北)	桃山台 あんしんすこやかセンター	655-0854	垂水区桃山台5-1139-3 特別養護老人ホーム 桃山台ホーム　1階	751-0706 751-7770
	朝谷町、松風台、塩屋台、塩屋町、 塩屋町1～5･7～9丁目、塩屋北町、下畑町の一部、 東垂水町(東)、下畑町字西砂山	塩屋 あんしんすこやかセンター	655-0872	垂水区塩屋町4-25-11 特別養護老人ホーム 塩屋さくら苑1階	755-2280 755-5676
	青山台、東垂水町(中・西)、塩屋町6丁目、美山台、 乙木、王居殿、城が山、泉が丘、東垂水、 山手2～8丁目、大町、高丸3・4丁目、野田通、 馬場通、瑞穂通、清水通、 御霊町、中道2～6丁目、坂上2～5丁目、 川原2～5丁目、福田、向陽	東垂水 あんしんすこやかセンター	655-0872	垂水区塩屋町6-38-8 特別養護老人ホーム ふるさと　1階	751-4165 755-0320
	名谷町(概ね福田川以西)、神和台、潮見が丘、 千鳥が丘、高丸5～8丁目、上高丸、千代が丘、 みずき台	垂水名谷 あんしんすこやかセンター	655-0852	垂水区名谷町字猿倉273-7 特別養護老人ホーム オービーホーム 新館1階	706-9475 706-9466
	高丸1・2丁目、瑞ヶ丘、日向、平磯、山手1丁目、 中道1丁目、坂上1丁目、川原1丁目、宮本町、神田町、 陸ノ町、天ノ下町、旭が丘、仲田	平磯 あんしんすこやかセンター	655-0892	垂水区平磯1-2-5 垂水年金会館　2階	751-1299 752-2294
	学が丘、本多聞、舞多聞東1丁目、小束山本町、小束山、 小束山手、多聞町字小束山、名谷町(概ね小束山以北)、 星が丘、星陵台、清水が丘、舞子坂、舞子陵	本多聞 あんしんすこやかセンター	655-0006	垂水区本多聞7-2-2	783-5030 786-1465
	北舞子、舞子台1・3・7・8丁目、歌敷山、霞ヶ丘、 五色山、海岸通	舞子台 あんしんすこやかセンター	655-0046	垂水区舞子台7-2-1 老人保健施設舞子台内	787-3303 787-3308
	多聞町(バス道以西)、多聞台、小束台東、 舞多聞東2・3丁目、舞多聞西、西脇、神陵台、 南多聞台1～6丁目、小束台	神陵台 あんしんすこやかセンター	655-0041	垂水区神陵台3-2-1 明舞北センター内	787-2017 787-2018
	南多聞台7・8丁目、狩口台、西舞子、 舞子台2・4～6丁目、東舞子町	舞子 あんしんすこやかセンター	655-0046	垂水区舞子台6-10-1 舞子台久保ビル2階202号	787-5231 787-8752
西区	押部谷町、秋葉台、桜が丘東町、桜が丘中町、 桜が丘西町、月が丘、美穂が丘、北山台、富士見が丘、 高雄台、見津が丘、高塚台	押部 あんしんすこやかセンター	651-2211	西区押部谷町栄193-4	998-3020 998-3023
	櫨谷町、井吹台東町、井吹台西町、井吹台北町、 伊川谷町井吹	西神南 あんしんすこやかセンター	651-2242	西区井吹台東町1-1-1 西神南センタービル 1階	990-4165 990-4166
	伊川谷町(有瀬・上脇・潤和・長坂・別府)、池上、 大津和、今寺、北別府、南別府、天王山、白水	伊川谷 あんしんすこやかセンター	651-2104	西区伊川谷町長坂800 特別養護老人ホーム 永栄園　1階	974-8076 974-8176
	狩場台、糀台、竹の台、美賀多台	西神中央 あんしんすこやかセンター	651-2273	西区糀台5-6-1 西区文化センタービル 6階	996-2376 996-2351
	神出町	神出 あんしんすこやかセンター	651-2311	西区神出町東1188-70	964-2481 965-1856
	岩岡町、上新地、竜が岡、大沢、福吉台	岩岡 あんしんすこやかセンター	651-2412	西区竜が岡1-3-3	969-2775 969-2776
	春日台、樫野台、平野町	平野西神 あんしんすこやかセンター	651-2276	西区春日台5-174-10 西在宅福祉センター内	961-1299 961-2140
	玉津町、水谷、小山、丸塚、二ツ屋、森友、枝吉、持子、 曙町、王塚台、中野、宮下、長畑町、天が岡、 和井取	玉津 あんしんすこやかセンター	651-2144	西区玉津町小山180-3 西区役所玉津庁舎3階	926-1813 926-1814
	伊川谷町(小寺･前開･布施畑)、学園東町、学園西町、 室谷、前開南町	学園都市 あんしんすこやかセンター	651-2103	西区学園西町1-4 キャンパススクエア東館1階	794-3130 794-3722

P.4 介護保険のしくみ
P.6 加入者と保険証
P.8 保険料のしくみ
P.13 介護保険によるサービスの利用
P.20 介護保険サービスの種類
P.34 介護保険サービスにかかる費用
P.41 介護保険外のサービス
P.42 介護保険サービスの利用にあたって
P.43 相談窓口

市ホームページからも検索できます

https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/kenko/fukushi/carenet/ansuko-center/kensaku/index.html

介護保険や高齢者に関する相談・問い合わせ先

神戸市の介護保険のホームページ（神戸ケアネット）▶

お問い合わせ先メールフォームはこちら▶

内容	相談・問い合わせ先	受付時間
介護保険料や保険証、減免制度について知りたい	お住まいの各区役所　介護医療係 ※北須磨支所は介護医療係、北神区役所は市民課窓口係です。 ※電話番号は下記をご覧ください。	下記参照
要介護（要支援）認定について知りたい	お住まいの各区役所・支所 保健福祉課　保健事業・高齢福祉担当 ※電話番号は下記をご覧ください。	下記参照
高齢者について介護などの相談をしたい	あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター） ※電話番号は P44 ～ P47 参照	※受付時間は事業所による
要介護（要支援）認定を受けたいときや介護サービスを利用したい	えがおの窓口 または あんしんすこやかセンター ※えがおの窓口の電話番号は、「神戸ケアネット」（上記）から検索いただくか、下記区役所(支所)または神戸市福祉局介護保険課へお問い合わせください。	※受付時間は事業所による
認知症について相談したい	こうべオレンジダイヤル ☎ 078−262−1717	平日　9：00 ～ 12：00 13：00 ～ 17：00
認知症事故救済制度について相談したい	事故救済制度専用コールセンター ☎ 0120−259315	年中無休 24 時間対応
介護事業所・施設における利用・入所者に対する虐待についての相談をしたい	養介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話 （神戸市福祉局監査指導課内） ☎ 078−322−6774	平日　8：45 ～ 12：00 13：00 ～ 17：30
家族が抱える悩みと心配事（認知症・介護・虐待）についての相談をしたい	認知症相談（家族の会会員による相談） （兵庫県民総合相談センター） ☎ 078−360−8477	月・金 10：00 ～ 12：00 13：00 ～ 16：00
介護サービスの内容や質に関する相談や苦情 （まずは、サービス事業者や施設とよく話し合いましょう。）	兵庫県国民健康保険団体連合会（介護サービス苦情相談窓口） ☎ 078−332−5617	平日　8：45 ～ 17：15
	神戸市福祉局　監査指導課 **ナビダイヤル**　（居宅通所介護）FAX 078-322-6045 ☎ 0570-010-294　（施設指導担当）FAX 078-322-5771	平日　8：45 ～ 12：00 13：00 ～ 17：30
終活について相談したい	こうべ終活相談窓口 ☎ 078−855−8670	平日　9：00 ～ 17：00
成年後見制度について相談したい（制度内容や利用手続きなど）	神戸市社会福祉協議会　神戸市成年後見支援センター ☎ 078−271−5321	平日　9：00 ～ 17：00
日常生活自立支援事業について相談したい	神戸市社会福祉協議会　安心サポートセンター ☎ 078−271−5358	平日　9：00 ～ 12：00 13：00 ～ 17：00
介護保険の住宅改修・福祉用具販売の申請について	神戸市介護保険住宅改修・福祉用具購入事務センター ☎ 078−381−8406	平日　9：00 ～ 17：00
高齢期の住まいづくり・住まい探しや住宅改修について知りたい（改修の内容、施工業者の情報提供など）	神戸市すまいの総合窓口「すまいるネット」 ☎ 078−647−9900　FAX 078−647−9912	10:00 ～ 17:00 （水・日・祝日定休）
介護事業所との契約トラブルについて相談したい	神戸市消費生活センター ☎ 078−371−1221	平日　9：00 ～ 17：00
上記以外の介護保険に関するお問い合わせ	神戸市福祉局　介護保険課 ☎神戸市お問い合わせセンターまで　FAX 078−322−6049	平日　8：45 ～ 12：00 13：00 ～ 17：30
介護事業所・施設の指定、変更届の提出等の手続きについて知りたい	神戸市福祉局　監査指導課 ☎神戸市お問い合わせセンターまで　FAX 078−322−6762	平日　8：45 ～ 12：00 13：00 ～ 17：30
介護保険制度について知りたい（しくみ、手続き、各種の担当窓口など）	神戸市お問い合わせセンター ☎ 0570−083−330　または　☎ 078−333−3330 FAX 078−333−3314	8：00 ～ 21：00 （年中無休）

各区役所・支所のお問い合わせセンター　（電話受付）平日8:45～17:30

※区役所窓口受付時間：平日9:00～17:00

※12:00～13:00は通常より時間がかかる場合や、一部お取り扱いできない業務があります。

東灘区役所	☎078−841−4131 FAX ■078−841−5749 / ★078−811−3769	長田区役所	☎078−579−2311 FAX ■078−579−2306 / ★078−386−6308
灘区役所	☎078−843−7001 FAX ■078−843−7014 / ★078−843−7018	須磨区役所	☎078−731−4341 FAX ■078−735−9528 / ★078−735−8515
中央区役所	☎078−335−7511 FAX ■078−335−5467 / ★078−335−6644	北須磨支所	☎078−793−1212 FAX ■078−796−0528 / ★078−795−1140
兵庫区役所	☎078−511−2111 FAX ■078−511−2295 / ★078−511−7006	垂水区役所	☎078−708−5151 FAX ■078−705−1481 / ★078−709−6006
北区役所	☎078−593−1111 FAX ■078−593−1453 / ★078−595−2381	西区役所	☎078−940−9501 FAX ■078−990−2516 / ★078−990−2521
北神区役所	☎078−981−5377 FAX ★078−984−2334	FAX:■（介護医療係）/ ★（保健福祉課）	

○発行 神戸市（令和8年3月31日発行）

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。